

# セレブライフ・ストーリー

## 2025／2035／2045／2055

追加型投信／内外／資産複合

### 投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年12月17日

SBIアセットマネジメント株式会社

**セレブライフ・ストーリー**  
**2025／2035／2045／2055**

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月16日に関東財務局長に提出しており、2025年12月17日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.sbi-am.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））など値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。  
本ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	54
第3 ファンドの経理状況	60
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	102
第三部 委託会社等の情報	103
第1 委託会社等の概況	103
信託約款	

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

セレブライフ・ストーリー2025

セレブライフ・ストーリー2035

セレブライフ・ストーリー2045

セレブライフ・ストーリー2055

本ファンドは2025年、2035年、2045年、2055年をターゲットイヤー（安定運用開始時期）とする4つのファンドで構成されています。

これらを総称して「本ファンド」または「セレブライフ・ストーリー」といいます。また、それぞれを「各ファンド」、または「2025」、「2035」、「2045」及び「2055」ということがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

セレブライフ・ストーリー2025	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2035	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2045	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2055	上限500億円

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会※規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

※2026年4月1日付けて、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。（以下同じ。）

( ii ) 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

① 通常のお申込み

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

\* 申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2025年12月17日（水曜日）から2026年6月16日（火曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受けた取得申込の受付の取消し

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

ターゲット・イヤー<sup>\*</sup>を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

\*ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

###### ②ファンドの基本的性格

###### ■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧ください。

###### ◎商品分類

セレブライフ・ストーリー2025

セレブライフ・ストーリー2035

セレブライフ・ストーリー2045

セレブライフ・ストーリー2055

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
		不動産投信
	海外	その他資産 ( )
		資産複合

## 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ◎属性区分

#### ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投信、その他資産) 資産配分変更型))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル (日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり (適時ヘッジ)

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル (日本含む)		
大型株	年4回			
中小型株	年6回 (隔月)	北米 欧州		
債券			ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット	( )	中近東 (中東)		
属性		エマージング		
( )				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投 信、その他資産) 資産配 分変更型))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不

動産投信、その他資産) 資産配分変更型) です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産））資産配分変更型）)	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産））資産配分変更型））と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託（ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く）をいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、適時ヘッジを行うものをいいます。

### ③ファンドの特色

#### ファンドの目的

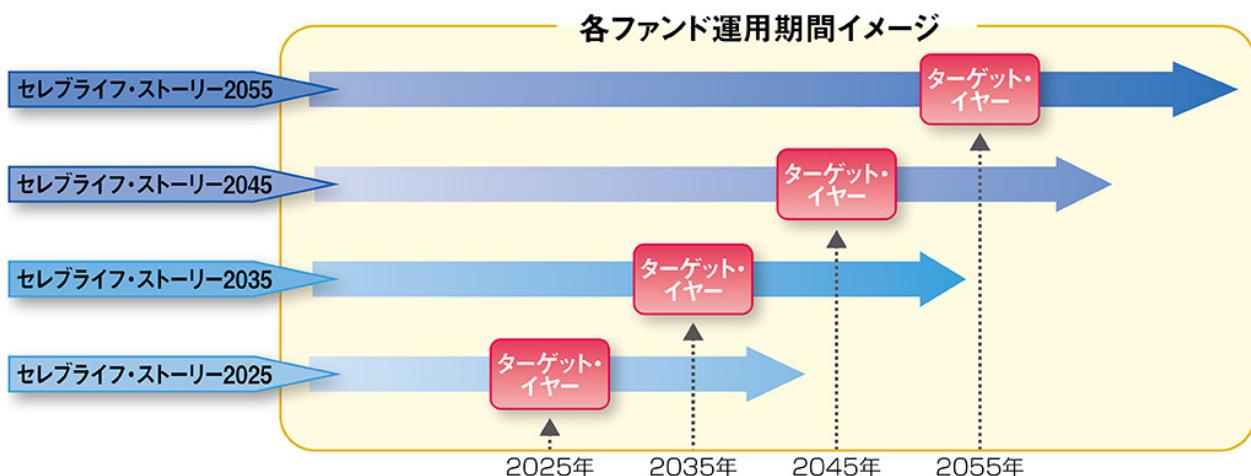
ターゲット・イヤー<sup>\*</sup>を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

\*ターゲット・イヤーとは  
個々人が想定するライフイベント(退職など)の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

#### ファンドの特色

① ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）を想定した4種類のファンドから構成されています。

- 投資者が想定するターゲット・イヤーに合わせてファンドを選択できるよう、ターゲット・イヤーを2025年、2035年、2045年、2055年とする4種類のファンドがあります。



② 主としてETF(上場投資信託)及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産(ヘッジファンド、コモディティ、リート(不動産投資信託))、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産へ分散投資します。

\*本ファンドが投資対象とするETF及び投資信託証券については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

- 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。
- 本ファンドが組入れる投資対象ファンドに対し、為替ヘッジを行う場合があります。  
なお、当初はヘッジファンド及びコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを行う方針です。  
ただし、資金動向、市場動向等により、委託会社が適切と判断した場合には為替ヘッジを行う投資対象ファンドを変更する場合があります。

### ③ ターゲット・イヤー(安定運用開始時期)に向けて、安定性資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

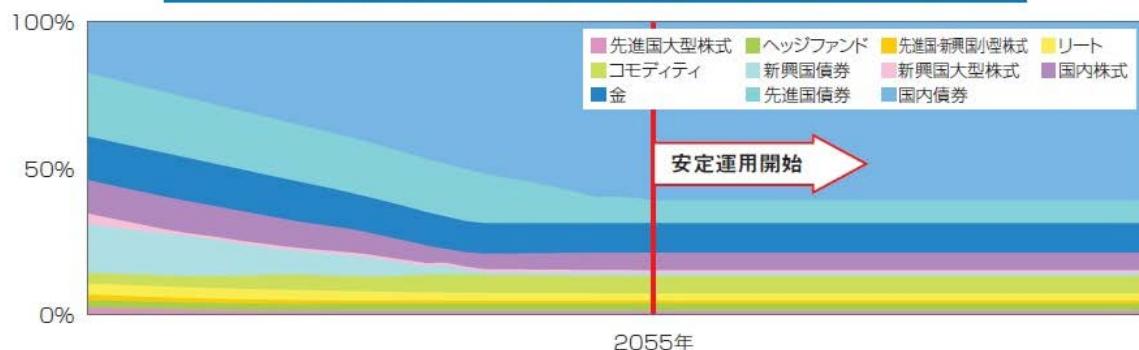
ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産(株式等)への投資割合を徐々に減らし、安定性資産(債券等)の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

※市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヵ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

※基本投資割合の変更を、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

※また、投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。  
(原則としてターゲット・イヤーを迎える安定運用となったファンドは除きます。)

#### 基本投資割合推移のイメージ「セレブライフ・ストーリー2055」の例



※上記の図は、基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、実際に上記のような運用を行うことを保証するものではありません。

### ④ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。

#### ウエルスアドバイザー株式会社

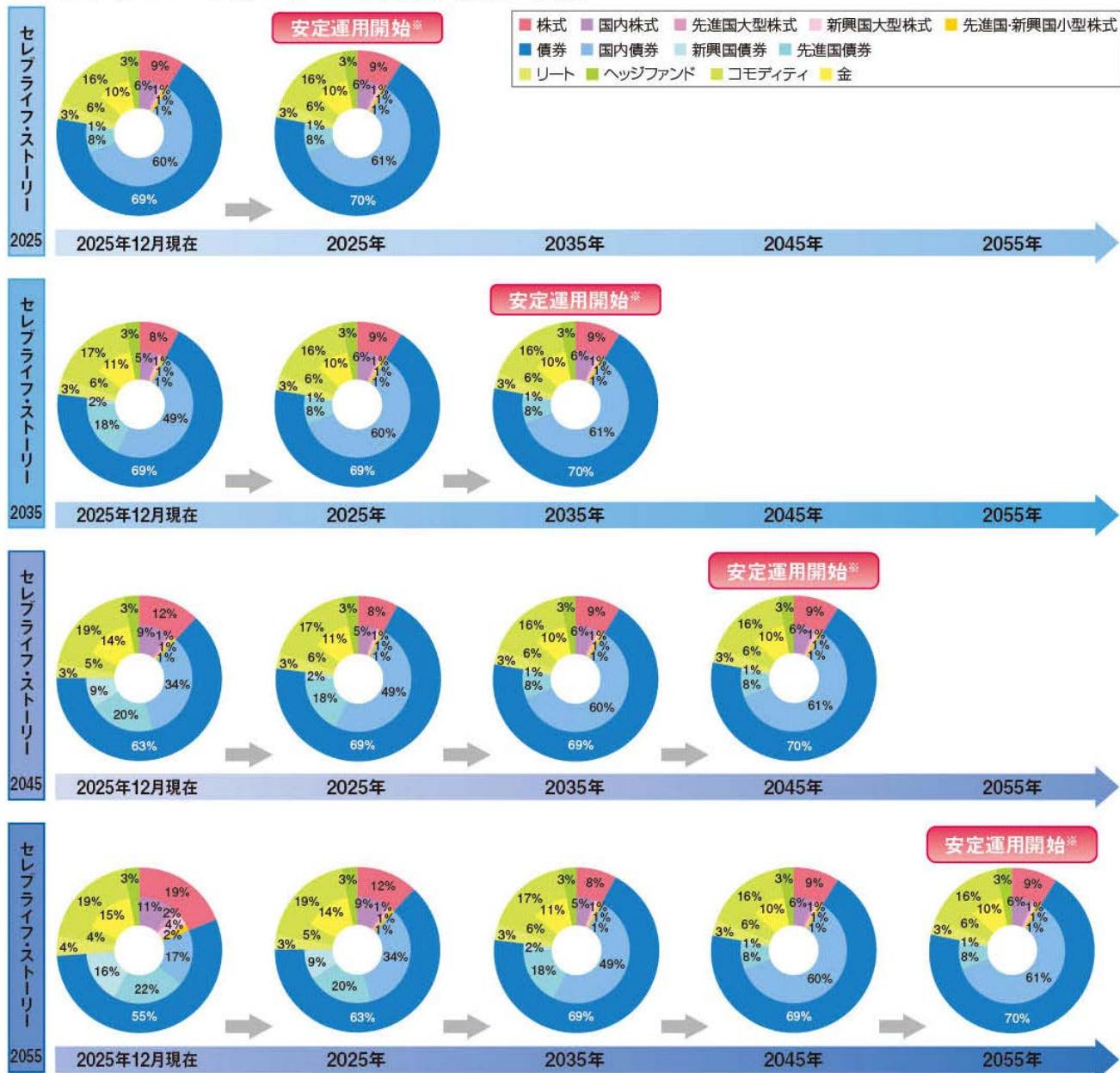
投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。

グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。

契約資産残高約6,363億円(2025年6月末現在)

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## ● セレブライフ・ストーリーの基本投資割合の変化



\*各ファンドのターゲット・イヤーの決算日の翌日を「安定運用開始時期」とします。

・上記の図は、現時点で決定している基本投資割合であり、市況動向等によって組入比率等が変更される場合があります。

### 分配方針

毎決算時(毎年9月14日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。  
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 投資対象ファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

## 追加的記載事項

### 投資対象ファンドの概要

本ファンドが投資対象とするファンドの概要は以下の通りです。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

なお、下記は2025年12月17日以降に投資する投資対象ファンドの内容です。2025年9月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。

(凡例)

1.ファンド名
2.資産の種類・分類
3.連動する指数
4.委託会社

\*各投資対象ファンドが連動する指数については  
次ページをご確認ください。

#### 国内

- 1.iシェアーズ・コア TOPIX ETF
- 2.国内株式
- 3.TOPIX(東証株価指数)
- 4.ブラックロック・ジャパン株式会社

#### 株式

##### 先進国

- 1.BNY Mellon米国大型コア株式ETF
- 2.先進国大型株式
- 3.Solactive GBS United States 500指数
- 4.BNY Mellon ETF Investment Adviser, LLC
- 1.SPDR ポートフォリオ・ヨーロッパ ETF
- 2.先進国大型株式
- 3.ストックス・ヨーロッパ・トータル・マーケット指数
- 4.State Street Global Advisors
- 1.バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック(除く日本) UCITS ETF
- 2.先進国株式
- 3.FTSE ディベロップド・アジア・パシフィック(除く日本)・インデックス
- 4.The Vanguard Group, Inc.

##### 新興国

- 1.SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF
- 2.新興国株式
- 3.S&PエマージングBMI指数
- 4.State Street Global Advisors

##### 先進国・新興国

- 1.State Street SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式 ETF\*
- 2.先進国小型株式
- 3.S&P小型株600指数
- 4.State Street Global Advisors

\* 当ファンドは、2025年10月31日付で、SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式 ETFより名称変更されました。

- 1.バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スマールキャップETF
- 2.先進国・新興国小型株式
- 3.FTSE グローバル・スマールキャップ(除く米国)インデックス
- 4.The Vanguard Group, Inc.

#### 債券

##### 国内

- 1.MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)
- 2.国内債券
- 3.NOMURA-BPI総合
- 4.三菱UFJアセットマネジメント株式会社

##### 先進国

- 1.MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)
- 2.先進国債券
- 3.FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 4.三菱UFJアセットマネジメント株式会社

##### 新興国

- 1.バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
- 2.新興国債券
- 3.ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス
- 4.The Vanguard Group, Inc.

#### オルタナティブ

##### ヘッジファンド

- 1.NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカー ETF
- 2.ヘッジファンド
- 3.NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・インデックス
- 4.New York Life Investment Management LLC

##### コモディティ

- 1.インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
- 2.コモディティ(主に原油)
- 3.ブルームバーグ商品指數トータルリターン
- 4.Invesco Investment Management Ltd.
- 1.iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ
- 2.コモディティ(金)
- 3.現物の金地金の取引価格
- 4.ブラックロック・ジャパン株式会社

##### リート

- 1.シュワブU.S.リートETF
- 2.先進国リート
- 3.ダウジョーンズ エクイティ オールREIT キャップド インデックス
- 4.Charles Schwab & Co., Inc.

## 各投資対象ファンドが連動する指数について

TOPIX(東証株価指数)	TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。
Solactive GBS United States 500指数	Solactive GBS United States 500指数は、米国株式市場の上位500社のパフォーマンスの動きを示す指標です。企業の時価総額に基づいて選択され、自由浮動株時価総額で加重されます。米ドル建てのトータル・リターン・インデックスとして計算され、四半期ごとに再構成されます。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はSolactive AGに帰属します。
ストックス・ヨーロッパ・トータル・マーケット指数	ストックス・ヨーロッパ・トータル・マーケット指数は、欧州17カ国(オーストリア、ベルギー、ポーランド、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国)の自由浮動株時価総額の約95%をカバーする指標です。大・中・小の時価総額インデックスと、4つの地域別TMIインデックスで構成されています。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はSTOXX Ltd.に帰属します。
FTSE ディベロップド・アジア・パシフィック(除く日本)・インデックス	FTSE ディベロップド・アジア・パシフィック(除く日本)・インデックスとは、FTSE社が開発した指数で日本を除くアジア太平洋地域の先進国地域の株式市場の大型株および中型株の動きを表す指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
S&PエマージングBMI指数	S&PエマージングBMI指数は、S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&Pダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
S&P小型株600指数	S&P 小型株 600指数は、米国株式市場の小型株セグメントのパフォーマンスを測定する指標です。特定の指標採用基準を満たしている企業のパフォーマンスに連動するように設計されています。特定の指標採用基準では、これらの企業の流動性や財務の健全性を判断しています。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&Pダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
FTSE グローバル・スマートキャップ(除く米国)インデックス	FTSE グローバル・スマートキャップ(除く米国)インデックスとは、FTSE社が算出する指数で米国を除く世界の小型株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
NOMURA-BPI総合	NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均し円ベースで表示した債券指標です。同指標に対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
ブルームバーグ 米ドル建て新興市場 政府債RIC基準インデックス	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスとは、新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指標です。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。
NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・インデックス	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・インデックスは、バークレイ・ヘッジファンド・インデックス(バークレイのデータベースでその月に報告されたすべてのファンド(ファンド・オブ・ファンズを除く)のネットリターンの単純な算術平均)によって測定されるパフォーマンスを、ヘッジファンドのリターン特性の「ペータ」部分(非特異的リターン、すなわち、マネージャーのスキルに無関係なリターン部分)を長期にわたって再現することを目的とした指標です。バークレイ・ヘッジファンド・インデックスとの高い相関を維持するために、インデックスはシステムティック・モデルを利用し、複数の資産クラスとオルタナティブ戦略にまたがるファクターを選択し加重しています。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はNew York Life Investment Management LLCに帰属します。
ブルームバーグ商品指数 トータルリターン	ブルームバーグ商品指標トータルリターンとは、商品セクターのエクスポージャーを幅広くカバーしたコモディティ価格の標準的なベンチマークです。旧ダウ・ジョーンズ・UBS商品指標トータルリターンとして開発された指標であり、その後ブルームバーグ社に買収され、現在の名称に変更されました。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。
現物の金地金の取引価格	現物の金地金の取引価格とは、市場での現物の金地金の取引価格を表します。ロンドン市場における取引価格が金地金価格の国際的な指標となります。
ダウジョーンズ エクイティ オールREIT キャップド インデックス	ダウジョーンズ エクイティ オールREIT キャップド インデックスとは、S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指標で、米国のリートで構成される指標です。同指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&Pダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

#### ④信託金の限度額

2025	上限500億円
2035	上限500億円
2045	上限500億円
2055	上限500億円

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

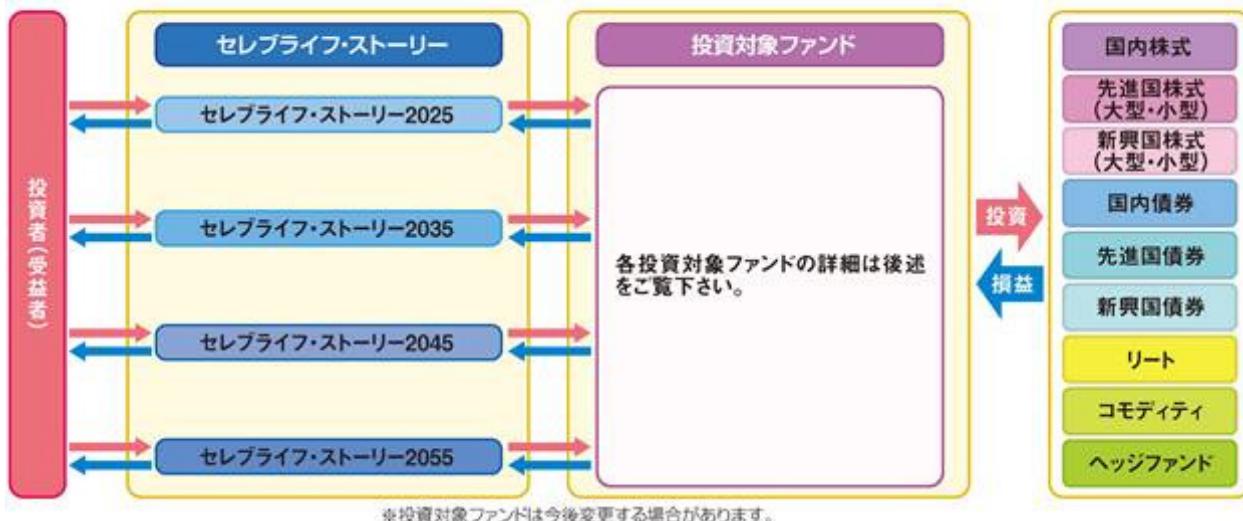
#### (2) 【ファンドの沿革】

2012年1月23日	2015、2025、2035、2045、2055、各ファンドについて信託契約締結、 ファンドの設定・運用開始
2012年12月15日	ファンド名称を「セレブライフ・ストーリー2015／セレブライフ・ス トーリー2025／セレブライフ・ストーリー2035／セレブライフ・スト ーリー2045／セレブライフ・ストーリー2055」に変更
2020年6月16日	「セレブライフ・ストーリー2015」の信託終了（繰上償還）

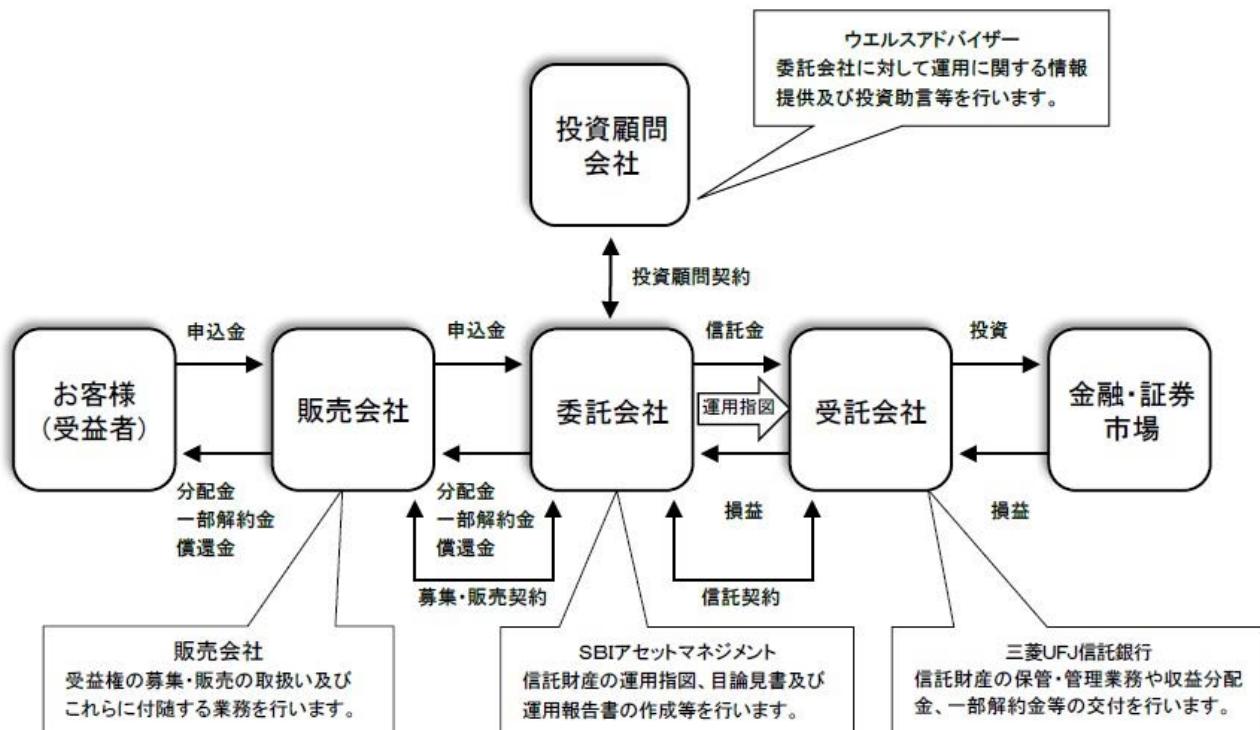
#### (3) 【ファンドの仕組み】

##### ①ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



## ②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

## ③委託会社の概況（2025年9月末日現在）

### (i) 資本金

4億20万円

### (ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBI AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

た。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBI AMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8月 29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月 20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビー・アイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月 30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年 8月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年 4月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

### (iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

(各ファンド共通)

#### 1. 基本方針

ターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

#### 2. 運用方法

##### ( i ) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）及び投資信託証券は後述（2）投資対象の参考情報「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

##### ( ii ) 投資態度

- ① ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。
- ② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得を目指します。
- ③ 各ファンドが投資する投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。

ファンド名称	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分（%）			
日本の株価指数	6%	5%	9%	11%
先進国の大型株式指数	1%	1%	1%	2%
新興国の大型株式指数	1%	1%	1%	4%
先進国・新興国の 小型株式指数	1%	1%	1%	2%
新興国の債券指数	1%	2%	9%	16%
先進国の債券指数	8%	18%	20%	22%
日本の債券指数	60%	49%	34%	17%
リート指数	3%	3%	3%	4%
ヘッジファンド指数	3%	3%	3%	3%
コモディティ指数	16%	17%	19%	19%
合計	100%	100%	100%	100%

（変更日：2025年12月17日）

<ご参考 当初設定時の基本投資割合>

ファンド名称	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分 (%)			
日本の株価指数	3%	4%	5%	8%
先進国の大型株指数	5%	6%	8%	11%
先進国の小型株指数	2%	3%	3%	6%
新興国の大型株式指数	17%	22%	27%	40%
新興国の小型株式指数	4%	5%	7%	10%
新興国の債券指数	11%	13%	16%	0%
先進国の債券指数	5%	7%	8%	0%
日本の債券指数	36%	19%	1%	0%
リート指数	6%	8%	10%	10%
ヘッジファンド指数	6%	8%	10%	10%
コモディティ指数	5%	5%	5%	5%
合計	100%	100%	100%	100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

各ファンドのターゲット・イヤーの決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。（当初設定時）

- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。
- ⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。
- ⑥ 投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。  
(ターゲット・イヤーを迎える安定運用となったファンドは除きます。)
- ⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなE T F または投資信託証券を組入れる場合があります。
- ⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。
- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【投資対象】

(各ファンド共通)

### ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 為替手形

### ② 運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定めるE T F（上場投資信託）及び投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

### ③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### ④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## [参考情報]

### 投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは以下の通りです。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

なお、下記は2025年9月末時点での委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。

■国内株式

ファンド名称	iシェアーズ・コア TOPIX ETF
ファンドの目的	日本の株式市場全体の動向を示す「東証株価指数(TOPIX)」への連動を目指して運用を行います。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
管理報酬等	年率0.0495%（税抜：0.045%）

■先進国株式（大型）

ファンド名称	BNY Mellon米国大型コア株式ETF
ファンドの目的	Solactive GBS United States 500指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	BNY Mellon ETF Investment Adviser, LLC
管理報酬等	年率0.00%

■先進国株式（大型）

ファンド名称	SPDR ポートフォリオ・ヨーロッパ ETF
ファンドの目的	ストックス・ヨーロッパ・トータル・マーケット指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	State Street Global Advisors
管理報酬等	年率0.07%

■先進国株式（大型）

ファンド名称	バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）UCITS ETF
ファンドの目的	FTSE ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.
管理報酬等	年率0.15%

■新興国株式

ファンド名称	SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF
ファンドの目的	S&PエマージングBMI指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	State Street Global Advisors
管理報酬等	年率0.07%

■先進国株式（小型）

ファンド名称	State Street SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式 ETF*
ファンドの目的	S&P小型株600指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	State Street Global Advisors
管理報酬等	年率0.03%

\* 当ファンドは、2025年10月31日付で、SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式 ETFより名称変更されました。

■先進国・新興国株式（小型）

ファンド名称	バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
ファンドの目的	FTSEグローバル・スモールキャップ（除く米国）インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc
管理報酬等	年率0.08%

■国内債券

ファンド名称	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの目的	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
管理報酬等	年率0.154%（税抜：0.14%）

■先進国債券

ファンド名称	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの目的	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
管理報酬等	年率0.209%（税抜：0.19%）

■新興国債券

ファンド名称	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
ファンドの目的	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.
管理報酬等	年率0.15%

■ヘッジファンド

ファンド名称	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF
ファンドの目的	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	New York Life Investment Management LLC
管理報酬等	年率0.75%

■コモディティ

ファンド名称	インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
ファンドの目的	ブルームバーグ商品指数トータルリターンに連動する投資成果を目指します。
委託会社	Invesco Investment Management Ltd.
管理報酬等	年率0.19%

■コモディティ

ファンド名称	iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ
ファンドの目的	現物の金地金の取引価格に連動する投資成果を目指します。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
管理報酬等	年率0.09%

## ■リート

ファンド名称	シュワブU.S. リートETF
ファンドの目的	ダウジョーンズ エクイティ オールREIT キャップド インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	Charles Schwab & Co., Inc.
管理報酬等	年率0.07%

### (3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

#### ① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

#### ② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

#### ③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

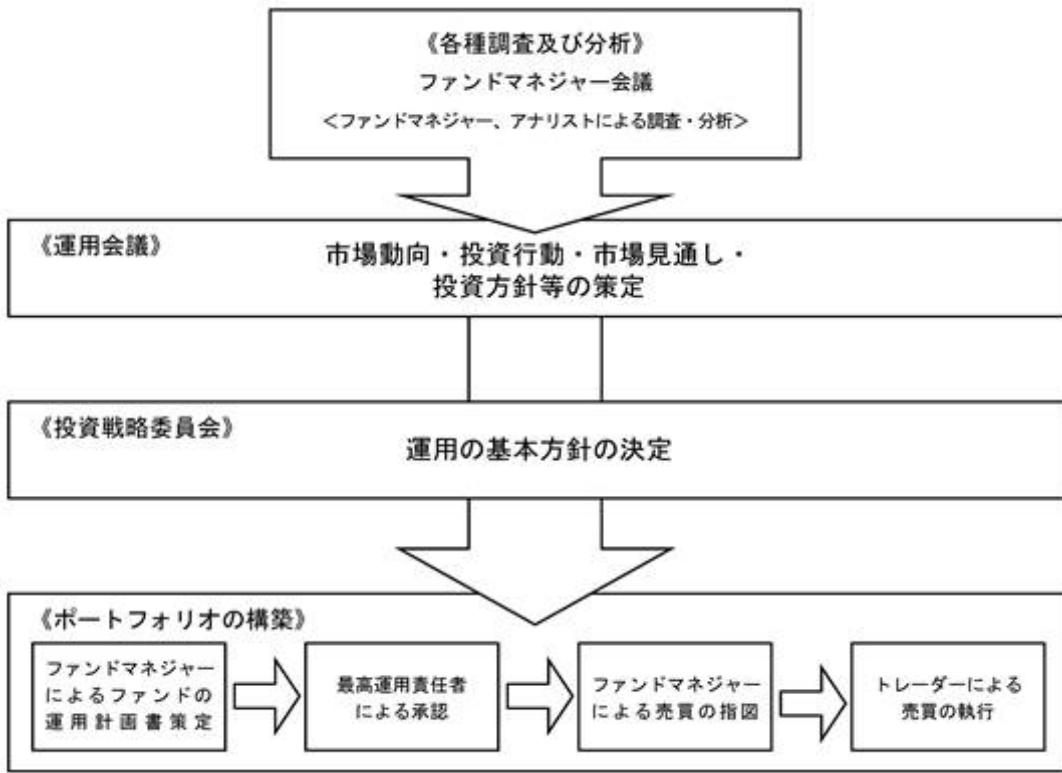
#### ④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

#### ⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

#### ＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年1回決算（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ③ 収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
  - (iii) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

## (5) 【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

### ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- (i) 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (iii) 株式への直接投資は行いません。
- (iv) 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーディングする場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (v) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### ② 信託約款上のその他の投資制限

- (i) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- (ii) 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### ③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。 (投信法第9条)

### ④ その他

- (i) 資金の借入れ(信託約款第27条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 3 【投資リスク】

本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））など値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

本ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じてわが国及び海外の株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））・短期金融商品に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ ヘッジファンドに投資するリスク

本ファンドが投資対象とする「NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF」は「NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・インデックス」をベンチマークとして値動きするため、当該インデックスのヘッジファンドマネージャーが採用する戦略等の影響を受けます。これらによって、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ コモディティ投資リスク

一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ カントリーリスク  
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。
- ・ 信用リスク  
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができないくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク  
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合には、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### その他の留意点

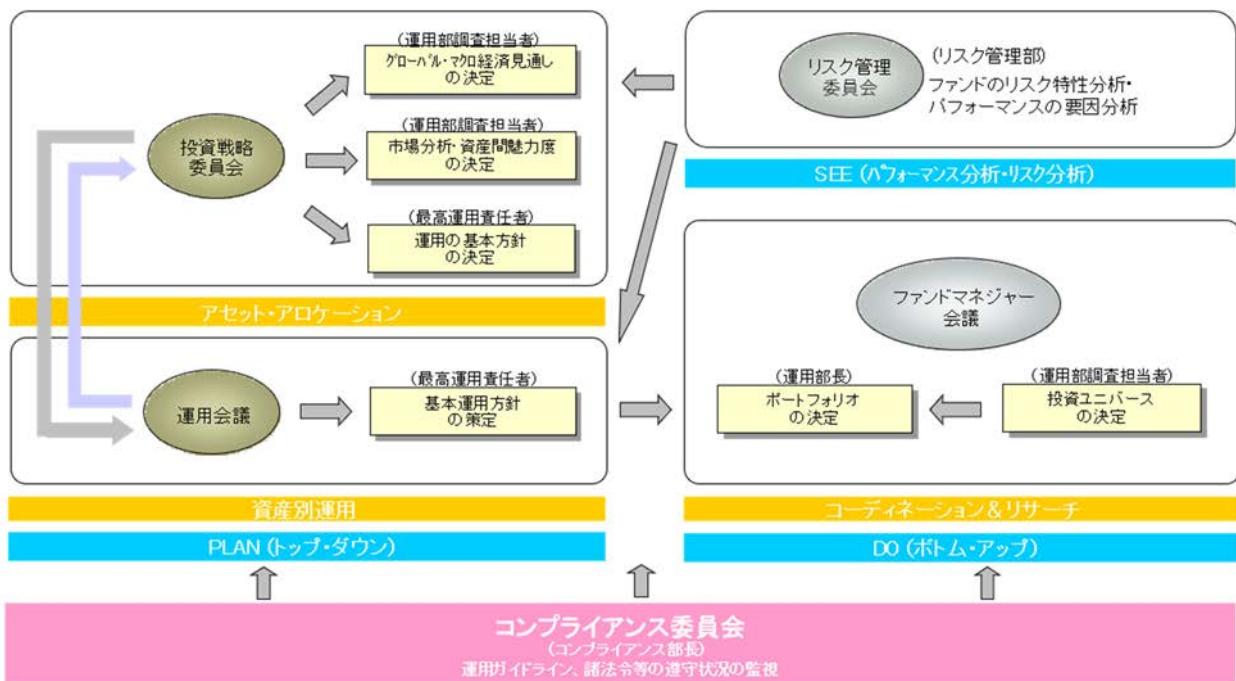
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## 《リスク管理体制》

### ① 運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## ②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、

遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

## (参考情報)

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 〈セレブライフ・ストーリー2025〉

#### ● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年10月～2025年9月)



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

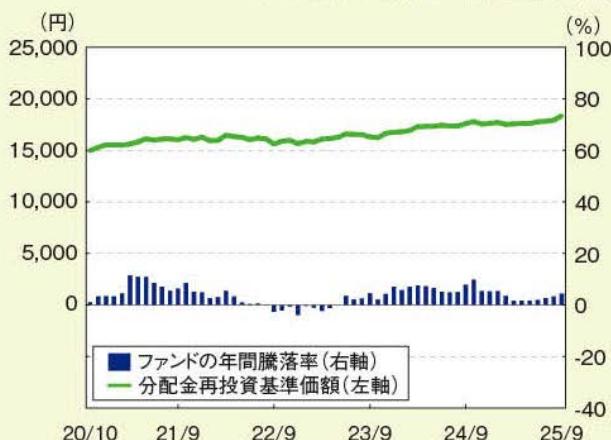
(2020年10月～2025年9月)



### 〈セレブライフ・ストーリー2035〉

#### ● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年10月～2025年9月)



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年10月～2025年9月)



\* 分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示します。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

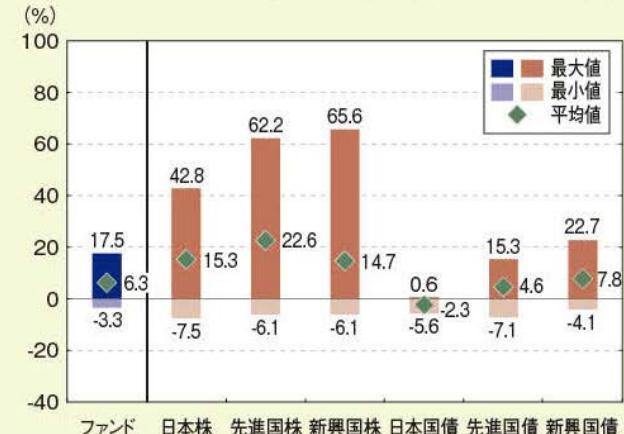
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

## 〈セレブライフ・ストーリー2045〉

### ● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 (2020年10月～2025年9月)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2020年10月～2025年9月)



## 〈セレブライフ・ストーリー2055〉

### ● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 (2020年10月～2025年9月)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2020年10月～2025年9月)



\* 分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示します。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は默示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は默示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は默示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらのお損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

#### ① 通常のお申込み

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

\* 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

#### ② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

### (2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券の売買委託手数料等の費用のことをいいます。

### (3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.484%（税抜：年0.44%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は下記の通りです。

#### ●運用管理費用及び実質的な負担等

		2025	2035	2045	2055	
運用管理費用 (信託報酬)		年0.484%（税抜：年0.44%）			信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
内訳	委託会社	年0.22%（税抜：年0.2%）			ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	
	販売会社	年0.22%（税抜：年0.2%）			購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理及び事務手続き等の対価	
	受託会社	年0.044%（税抜：年0.04%）			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
各ファンドの投資対象 ファンドの信託報酬 <sup>※1</sup>		0.1614%	0.1677%	0.1656%	0.1610%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担 (概算値) <sup>※2</sup>		0.6454%	0.6517%	0.6496%	0.6450%	—

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

※1 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の組入状況により変動します。

また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により、変動する場合があります。

※2 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、①に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中の支弁を受ける代わりに、①に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ ③の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、③の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ ①の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税

15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

#### ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%) の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

#### ② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%) の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

#### <注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。  
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

セレブライフ・ストーリー2025

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,330,969,827	72.28
	アメリカ	363,130,098	19.72
	アイルランド	102,631,339	5.57
	小計	1,796,731,264	97.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	44,788,513	2.43
合計(純資産総額)		1,841,519,777	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2035

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	3,145,798,497	67.94
	アメリカ	1,122,976,612	24.25
	アイルランド	275,450,254	5.95
	小計	4,544,225,363	98.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	86,182,828	1.86
合計(純資産総額)		4,630,408,191	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2045

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,827,833,671	57.01
	アメリカ	1,183,485,812	36.91
	アイルランド	126,827,854	3.96
	小計	3,138,147,337	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	68,123,533	2.12
合計(純資産総額)		3,206,270,870	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	915,024,054	45.36
	アメリカ	977,078,673	48.44
	アイルランド	80,701,054	4.00
小計		1,972,803,781	97.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	44,312,521	2.20
合計(純資産総額)		2,017,116,302	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	972,580,874	1.1023	1,072,130,374	1.1026	1,072,367,671	58.23
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GOLD TRUST MICRO	33,636	5,465.38	183,833,683	5,684.23	191,195,043	10.38
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	86,657,193	1.8087	156,736,864	1.8201	157,724,756	8.56
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	INVESTCO BLOOMBERG COMMODITY	27,030	3,733.91	100,927,598	3,756.24	101,531,232	5.51
日本	投資信託受益 証券	I SHARES CORE TOPIX E T F	311,350	324	100,970,805	324	100,877,400	5.48
アメリカ	投資信託受益 証券	SCHWAB US REIT ETF	14,487	3,220.27	46,652,115	3,190.49	46,220,750	2.51
アメリカ	投資信託受益 証券	NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	8,981	4,996.41	44,872,784	5,002.05	44,923,458	2.44
アメリカ	投資信託受益 証券	BNY MELLON US LRG CAP COR	1,118	18,891.38	21,120,566	19,034.30	21,280,356	1.16
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	2,660	6,903.56	18,363,485	6,942.27	18,466,450	1.00
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	1,761	9,998.78	17,607,853	9,979.42	17,573,770	0.95
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	1,612	6,885.70	11,099,749	6,879.74	11,090,149	0.60
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	313	21,453.60	6,714,979	21,170.73	6,626,440	0.36
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	782	7,433.57	5,813,058	7,357.64	5,753,682	0.31
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	246	4,509.94	1,109,446	4,471.97	1,100,107	0.06

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.57
合計	97.57

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## セレブライフ・ストーリー2035

(2025年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	1,901,637,460	1.1025	2,096,555,299	1.1026	2,096,745,463	45.28
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	423,601,030	1.8087	766,167,182	1.8201	770,996,234	16.65
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GOLD TRUST MICRO	101,962	5,465.38	557,261,565	5,684.23	579,576,316	12.52
日本	投資信託受益 証券	I SHARES CORE TOP I X E T F	858,200	324	278,314,260	324	278,056,800	6.01
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	INvesco Bloomberg Commodity	72,567	3,735.02	271,039,704	3,756.24	272,579,242	5.89
アメリカ	投資信託受益 証券	NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	27,172	4,997.85	135,801,768	5,002.05	135,915,847	2.94
アメリカ	投資信託受益 証券	SCHWAB US REIT ETF	42,192	3,220.27	135,869,817	3,190.49	134,613,508	2.91
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	9,089	9,998.78	90,878,918	9,979.42	90,703,006	1.96
アメリカ	投資信託受益 証券	BNY MELLON US LRG CAP COR	3,724	18,891.38	70,351,511	19,034.30	70,883,763	1.53
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	6,787	6,903.56	46,854,500	6,942.27	47,117,216	1.02
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	4,100	6,885.70	28,231,370	6,879.74	28,206,954	0.61
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	2,551	7,433.57	18,963,058	7,357.64	18,769,364	0.41
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	812	21,453.60	17,420,330	21,170.73	17,190,638	0.37
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	642	4,509.94	2,895,385	4,471.98	2,871,012	0.06

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.14
合計	98.14

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## セレブライフ・ストーリー2045

(2025年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	804,961,666	1.1025	887,470,236	1.1026	887,550,732	27.68
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	324,681,402	1.8087	587,251,251	1.8201	590,952,619	18.43
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GOLD TRUST MICRO	87,597	5,465.38	478,751,312	5,684.23	497,922,231	15.53
日本	投資信託受益 証券	I SHARES CORE TOPIX E T F	1,078,180	324	349,653,774	324	349,330,320	10.90
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	31,353	9,998.78	313,491,774	9,979.42	312,884,956	9.76
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	INVESCO BLOOMBERG COMMODITY	33,230	3,735.02	124,114,946	3,756.24	124,819,935	3.89
アメリカ	投資信託受益 証券	SCHWAB US REIT ETF	38,548	3,220.27	124,135,137	3,190.49	122,987,332	3.84
アメリカ	投資信託受益 証券	NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	18,646	4,997.85	93,190,040	5,002.05	93,268,324	2.91
アメリカ	投資信託受益 証券	BNY MELLON US LRG CAP COR	2,524	18,891.38	47,681,851	19,034.30	48,042,593	1.50
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	5,631	6,885.70	38,773,377	6,879.74	38,739,843	1.21
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	4,635	6,903.56	31,998,027	6,942.27	32,177,442	1.00
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,144	21,453.60	24,542,928	21,170.73	24,219,322	0.76
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	1,800	7,433.57	13,380,441	7,357.64	13,243,769	0.41
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	449	4,509.94	2,024,966	4,471.97	2,007,919	0.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.88
合計	97.88

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## セレブライフ・ストーリー2055

(2025年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	213,984,241	1.8087	387,033,296	1.8201	389,472,717	19.31
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GOLD TRUST MICRO	54,692	5,465.38	298,912,826	5,684.23	310,882,367	15.41
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	29,397	9,998.78	293,934,159	9,979.42	293,365,198	14.54

日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	260,593,450	1.1025	287,304,278	1.1026	287,330,337	14.24
日本	投資信託受益証券	I SHARES CORE TOPIX E T F	735,250	324	238,441,575	324	238,221,000	11.81
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	17,418	6,903.56	120,246,305	6,942.27	120,920,535	5.99
アイルランド	投資信託受益証券	INVESTEC BLOOMBERG COMMODITY	20,794	3,735.02	77,666,150	3,756.24	78,107,304	3.87
アメリカ	投資信託受益証券	SCHWAB US REIT ETF	24,200	3,220.27	77,930,640	3,190.49	77,210,061	3.83
アメリカ	投資信託受益証券	BNY MELLON US LRG CAP COR	3,165	18,891.38	59,791,228	19,034.30	60,243,585	2.99
アメリカ	投資信託受益証券	NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	11,734	4,997.85	58,644,852	5,002.05	58,694,116	2.91
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	3,548	6,885.70	24,430,464	6,879.74	24,409,335	1.21
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	2,181	7,433.57	16,212,635	7,357.64	16,047,034	0.80
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	723	21,453.60	15,510,959	21,170.73	15,306,442	0.76
アイルランド	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	580	4,509.94	2,615,769	4,471.98	2,593,750	0.13

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.80
合計	97.80

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ②【投資不動産物件】

セレブライフ・ストーリー2025

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2035

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2045

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2055

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

セレブライフ・ストーリー2025

(2025年9月30日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,196,000.00	320,977,242	324,415,738	△17.62

セレブライフ・ストーリー2035

(2025年9月30日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	6,298,000.00	920,544,021	930,405,429	△20.09

セレブライフ・ストーリー2045

(2025年9月30日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	4,537,000.00	663,148,336	670,252,371	△20.90

セレブライフ・ストーリー2055

(2025年9月30日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,837,000.00	414,668,686	419,110,861	△20.78

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

セレブライフ・ストーリー2025

2025年9月30日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年9月14日)	966,849,954	966,849,954	12,663	12,663
第6計算期間末 (2017年9月14日)	1,017,634,321	1,017,634,321	13,373	13,373
第7計算期間末 (2018年9月14日)	1,044,319,643	1,044,319,643	13,291	13,291
第8計算期間末 (2019年9月17日)	1,267,265,876	1,267,265,876	13,826	13,826
第9計算期間末 (2020年9月14日)	1,433,021,915	1,433,021,915	14,251	14,251

第 10 計算期間末	(2021 年 9 月 14 日)	1,660,102,124	1,660,102,124	14,769	14,769
第 11 計算期間末	(2022 年 9 月 14 日)	1,749,459,167	1,749,459,167	14,585	14,585
第 12 計算期間末	(2023 年 9 月 14 日)	1,824,131,817	1,824,131,817	14,600	14,600
第 13 計算期間末	(2024 年 9 月 17 日)	1,914,679,233	1,914,679,233	15,132	15,132
第 14 計算期間末	(2025 年 9 月 16 日)	1,835,008,610	1,835,008,610	15,652	15,652
	2024 年 9 月末日	1,936,275,360	—	15,317	—
	10 月末日	1,965,573,155	—	15,445	—
	11 月末日	1,920,745,070	—	15,254	—
	12 月末日	1,914,864,996	—	15,297	—
	2025 年 1 月末日	1,918,859,638	—	15,364	—
	2 月末日	1,877,647,452	—	15,206	—
	3 月末日	1,853,294,780	—	15,199	—
	4 月末日	1,860,653,323	—	15,254	—
	5 月末日	1,798,345,869	—	15,226	—
	6 月末日	1,817,274,785	—	15,354	—
	7 月末日	1,817,204,800	—	15,370	—
	8 月末日	1,828,938,972	—	15,430	—
	9 月末日	1,841,519,777	—	15,733	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

#### セレブライフ・ストーリー2035

2025 年 9 月 30 日 (直近日) 現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1 万口当たり純資産額 (円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第 5 計算期間末 (2016 年 9 月 14 日)	1,167,876,403	1,167,876,403	13,036	13,036	
第 6 計算期間末 (2017 年 9 月 14 日)	1,416,524,224	1,416,524,224	14,253	14,253	
第 7 計算期間末 (2018 年 9 月 14 日)	1,528,621,420	1,528,621,420	14,203	14,203	
第 8 計算期間末 (2019 年 9 月 17 日)	1,838,586,657	1,838,586,657	14,745	14,745	
第 9 計算期間末 (2020 年 9 月 14 日)	2,114,428,405	2,114,428,405	15,229	15,229	
第 10 計算期間末 (2021 年 9 月 14 日)	2,588,088,176	2,588,088,176	16,227	16,227	
第 11 計算期間末 (2022 年 9 月 14 日)	2,940,992,308	2,940,992,308	16,194	16,194	
第 12 計算期間末 (2023 年 9 月 14 日)	3,351,999,309	3,351,999,309	16,490	16,490	
第 13 計算期間末 (2024 年 9 月 17 日)	3,881,373,181	3,881,373,181	17,306	17,306	
第 14 計算期間末 (2025 年 9 月 16 日)	4,591,375,330	4,591,375,330	18,225	18,225	
	2024 年 9 月末日	3,947,599,481	—	17,589	—
	10 月末日	4,111,545,288	—	17,804	—
	11 月末日	4,084,375,464	—	17,545	—
	12 月末日	4,141,386,684	—	17,619	—
	2025 年 1 月末日	4,207,401,697	—	17,699	—
	2 月末日	4,176,817,528	—	17,519	—

3月末日	4,234,862,511	—	17,568	—
4月末日	4,272,656,266	—	17,611	—
5月末日	4,306,148,364	—	17,611	—
6月末日	4,405,510,981	—	17,766	—
7月末日	4,454,600,930	—	17,830	—
8月末日	4,504,049,376	—	17,924	—
9月末日	4,630,408,191	—	18,346	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

#### セレブライフ・ストーリー2045

2025年9月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年9月14日)	748,882,117	748,882,117	13,216	13,216
第6計算期間末 (2017年9月14日)	926,419,660	926,419,660	15,000	15,000
第7計算期間末 (2018年9月14日)	1,025,265,949	1,025,265,949	14,984	14,984
第8計算期間末 (2019年9月17日)	1,196,540,983	1,196,540,983	15,513	15,513
第9計算期間末 (2020年9月14日)	1,367,800,052	1,367,800,052	16,099	16,099
第10計算期間末 (2021年9月14日)	1,624,846,863	1,624,846,863	17,707	17,707
第11計算期間末 (2022年9月14日)	1,905,828,400	1,905,828,400	17,943	17,943
第12計算期間末 (2023年9月14日)	2,256,884,465	2,256,884,465	18,603	18,603
第13計算期間末 (2024年9月17日)	2,632,087,357	2,632,087,357	20,017	20,017
第14計算期間末 (2025年9月16日)	3,164,948,749	3,164,948,749	21,976	21,976
2024年9月末日	2,686,612,528	—	20,417	—
10月末日	2,760,348,670	—	20,879	—
11月末日	2,734,664,782	—	20,556	—
12月末日	2,772,935,668	—	20,739	—
2025年1月末日	2,818,211,664	—	20,851	—
2月末日	2,803,704,133	—	20,590	—
3月末日	2,848,501,230	—	20,710	—
4月末日	2,858,846,315	—	20,692	—
5月末日	2,908,671,674	—	20,839	—
6月末日	2,971,554,843	—	21,052	—
7月末日	3,041,248,851	—	21,294	—
8月末日	3,099,224,834	—	21,509	—
9月末日	3,206,270,870	—	22,161	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

セレブライフ・ストーリー2055

2025年9月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年9月14日)	412,517,782	412,517,782	13,781	13,781
第6計算期間末 (2017年9月14日)	501,559,436	501,559,436	16,280	16,280
第7計算期間末 (2018年9月14日)	524,979,118	524,979,118	16,271	16,271
第8計算期間末 (2019年9月17日)	619,548,079	619,548,079	16,767	16,767
第9計算期間末 (2020年9月14日)	718,168,849	718,168,849	17,558	17,558
第10計算期間末 (2021年9月14日)	907,047,854	907,047,854	19,843	19,843
第11計算期間末 (2022年9月14日)	1,103,164,298	1,103,164,298	20,340	20,340
第12計算期間末 (2023年9月14日)	1,308,564,844	1,308,564,844	21,380	21,380
第13計算期間末 (2024年9月17日)	1,542,403,956	1,542,403,956	23,396	23,396
第14計算期間末 (2025年9月16日)	1,990,895,248	1,990,895,248	26,600	26,600
2024年9月末日	1,588,155,439	—	24,071	—
10月末日	1,654,380,299	—	24,806	—
11月末日	1,643,155,739	—	24,362	—
12月末日	1,674,166,283	—	24,727	—
2025年1月末日	1,683,960,517	—	24,843	—
2月末日	1,671,192,251	—	24,473	—
3月末日	1,704,918,472	—	24,630	—
4月末日	1,712,375,219	—	24,445	—
5月末日	1,770,549,649	—	24,802	—
6月末日	1,842,755,669	—	25,154	—
7月末日	1,892,777,864	—	25,626	—
8月末日	1,939,441,847	—	25,940	—
9月末日	2,017,116,302	—	26,860	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

セレブライフ・ストーリー2025

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	0
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	0
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	0
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	0
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	0
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	0
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	0
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	0
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	0
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	0

セレブライフ・ストーリー2035

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	0
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	0
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	0
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	0
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	0
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	0
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	0
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	0
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	0
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	0

セレブライフ・ストーリー2045

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	0
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	0
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	0
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	0
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	0
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	0
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	0
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	0
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	0
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	0

## セレブライフ・ストーリー2055

期間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	0
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	0
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	0
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	0
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	0
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	0
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	0
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	0
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	0
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	0

## ③【収益率の推移】

### セレブライフ・ストーリー2025

期	計算期間	収益率（%）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	0.35
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	5.61
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	△0.61
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	4.03
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	3.07
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	3.63
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	△1.25
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	0.10
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	3.64
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	3.44

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

### セレブライフ・ストーリー2035

期	計算期間	収益率（%）
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	△1.70
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	9.34
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	△0.35
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	3.82
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	3.28
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	6.55
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	△0.20
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	1.83
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	4.95
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	5.31

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

#### セレブライフ・ストーリー2045

期	計算期間	収益率 (%)
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	△3.86
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	13.50
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	△0.11
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	3.53
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	3.78
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	9.99
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	1.33
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	3.68
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	7.60
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	9.79

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

#### セレブライフ・ストーリー2055

期	計算期間	収益率 (%)
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	△4.75
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	18.13
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	△0.06
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	3.05
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	4.72
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	13.01
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	2.50
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	5.11
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	9.43
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	13.69

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

セレブライフ・ストーリー2025

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	183,543,672	68,980,253	763,521,222
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	159,831,130	162,366,063	760,986,289
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	133,635,236	108,915,248	785,706,277
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	196,901,223	66,008,777	916,598,723
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	282,173,528	193,201,683	1,005,570,568
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	354,768,856	236,274,555	1,124,064,869
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	229,869,031	154,464,769	1,199,469,131
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	213,283,284	163,315,705	1,249,436,710
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	268,642,452	252,740,150	1,265,339,012
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	171,422,694	264,373,705	1,172,388,001

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

セレブライフ・ストーリー2035

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	267,608,201	101,726,372	895,903,986
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	222,999,233	125,071,997	993,831,222
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	207,122,328	124,665,813	1,076,287,737
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	250,491,996	79,882,114	1,246,897,619
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	295,654,858	154,100,097	1,388,452,380
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	376,462,562	170,033,274	1,594,881,668
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	368,952,043	147,751,284	1,816,082,427
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	377,082,251	160,374,440	2,032,790,238
第13計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	459,012,065	249,009,650	2,242,792,653
第14計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	480,027,610	203,564,479	2,519,255,784

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

セレブライフ・ストーリー2045

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	185,422,665	60,735,426	566,626,872
第6計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	146,079,642	95,074,753	617,631,761
第7計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	141,952,700	75,343,120	684,241,341
第8計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	162,270,954	75,177,766	771,334,529
第9計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	194,237,420	115,954,404	849,617,545
第10計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	216,301,704	148,277,107	917,642,142
第11計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	232,632,360	88,093,782	1,062,180,720
第12計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	243,344,509	92,369,362	1,213,155,867

第13 計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	246,142,958	144,370,046	1,314,928,779
第14 計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	242,155,270	116,888,516	1,440,195,533

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### セレブライフ・ストーリー2055

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5 計算期間	2015年9月15日～2016年9月14日	103,715,800	76,062,048	299,328,662
第6 計算期間	2016年9月15日～2017年9月14日	79,194,276	70,443,351	308,079,587
第7 計算期間	2017年9月15日～2018年9月14日	72,893,191	58,330,954	322,641,824
第8 計算期間	2018年9月15日～2019年9月17日	89,383,232	42,525,569	369,499,487
第9 計算期間	2019年9月18日～2020年9月14日	116,518,751	76,991,117	409,027,121
第10 計算期間	2020年9月15日～2021年9月14日	138,613,786	90,535,159	457,105,748
第11 計算期間	2021年9月15日～2022年9月14日	147,757,758	62,506,176	542,357,330
第12 計算期間	2022年9月15日～2023年9月14日	139,593,420	69,892,189	612,058,561
第13 計算期間	2023年9月15日～2024年9月17日	145,116,786	97,913,981	659,261,366
第14 計算期間	2024年9月18日～2025年9月16日	164,981,180	75,778,033	748,464,513

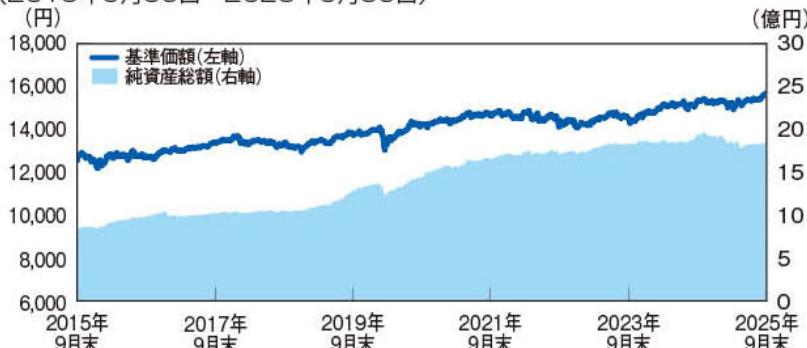
(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

## 運用実績 <セレブライフ・ストーリー2025>

### 基準価額・純資産の推移

(2015年9月30日～2025年9月30日)



(基準日:2025年9月30日)

基準価額(1万口当たり)	15,733円
純資産総額	18.41億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第10期(2021年9月14日)	0円
第11期(2022年9月14日)	0円
第12期(2023年9月14日)	0円
第13期(2024年9月17日)	0円
第14期(2025年9月16日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

### 主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

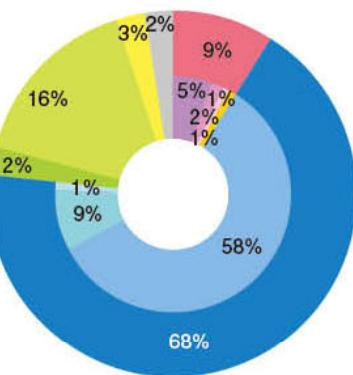
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 《構成比率》

投資信託証券	97.6%
為替ヘッジ評価損益	-0.2%
現金等	2.6%
合計	100.0%

### 《資産別投資比率》

■ 株式	58%
■ 国内株式	16%
■ 先進国大型株式	9%
■ 債券	2%
■ 国内債券	1%
■ 先進国債券	3%
■ 新興国債券	2%
■ ヘッジファンド	1%
■ コモディティ	5%
■ リート	1%
■ 現金等	1%



### 《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	58.2%	国内債券	円
2	iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ ★	10.4%	コモディティ	米ドル
3	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.6%	先進国債券	円
4	インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF ★	5.5%	コモディティ	米ドル
5	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	5.5%	国内株式	円
6	シワブP.U.S.リートETF	2.5%	リート	米ドル
7	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF ★	2.4%	ヘッジファンド	米ドル
8	BNY Mellon米国大型コア株式ETF	1.2%	先進国大型株式	米ドル
9	SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF	1.0%	新興国大型株式	米ドル
10	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	1.0%	新興国債券	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2025年9月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

### 《為替変動の影響を受ける割合》 7.7%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。 ※本ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から9月末までの騰落率です。

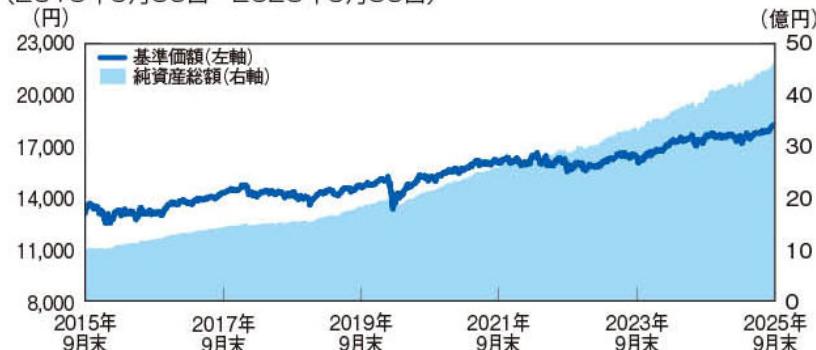
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 運用実績 <セレブライフ・ストーリー2035>

### 基準価額・純資産の推移

(2015年9月30日～2025年9月30日)



(基準日:2025年9月30日)

基準価額(1万口当たり)	18,346円
純資産総額	46.30億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第10期(2021年9月14日)	0円
第11期(2022年9月14日)	0円
第12期(2023年9月14日)	0円
第13期(2024年9月17日)	0円
第14期(2025年9月16日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

### 主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

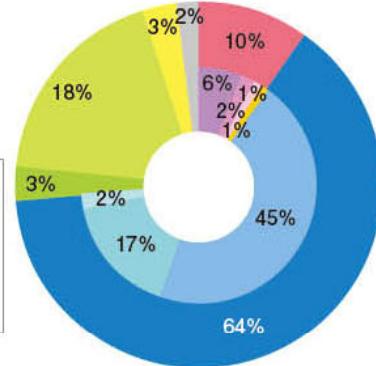
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 《構成比率》

投資信託証券	98.1%
為替ヘッジ評価損益	-0.2%
現金等	2.1%
合計	100.0%

### 《資産別投資比率》

■ 株式	45%
■ 国内株式	18%
■ 先進国大型株式	10%
■ 先進国・新興国小型株式	3%
■ 債券	3%
■ 国内債券	17%
■ 先進国債券	2%
■ 新興国債券	1%
■ ヘッジファンド	6%
■ コモディティ	2%
■ 現金等	1%



### 《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	45.3%	国内債券	円
2	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	16.7%	先進国債券	円
3	iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ ★	12.5%	コモディティ	米ドル
4	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	6.0%	国内株式	円
5	インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF ★	5.9%	コモディティ	米ドル
6	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF ★	2.9%	ヘッジファンド	米ドル
7	シュワブU.S.リートETF	2.9%	リート	米ドル
8	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	2.0%	新興国債券	米ドル
9	BNY Mellon米国大型コア株式ETF	1.5%	先進国大型株式	米ドル
10	SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF	1.0%	新興国大型株式	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

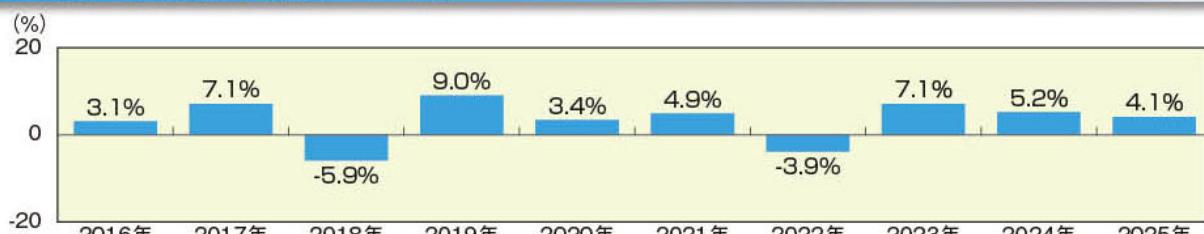
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2025年9月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

### 《為替変動の影響を受ける割合》 10.1%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。※本ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から9月末までの騰落率です。

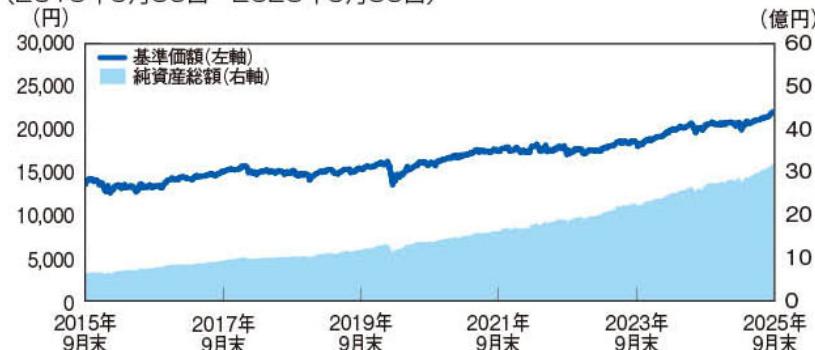
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 運用実績 <セレブライフ・ストーリー2045>

### 基準価額・純資産の推移

(2015年9月30日～2025年9月30日)



(基準日:2025年9月30日)

基準価額(1万口当たり)	22,161円
純資産総額	32.06億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第10期(2021年9月14日)	0円
第11期(2022年9月14日)	0円
第12期(2023年9月14日)	0円
第13期(2024年9月17日)	0円
第14期(2025年9月16日)	0円
設定来累計	0円

\*基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

### 主要な資産の状況

\*比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

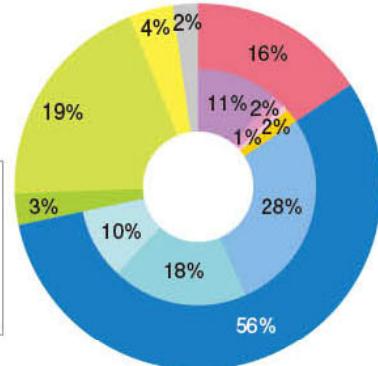
\*比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

#### 《構成比率》

投資信託証券	97.9%
為替ヘッジ評価損益	-0.2%
現金等	2.3%
合計	100.0%

#### 《資産別投資比率》

■ 株式	19%
■ 国内株式	16%
■ 先進国大型株式	11%
■ 先進国・新興国小型株式	2%
■ 債券	28%
■ 国内債券	18%
■ 先進国債券	10%
■ 新興国債券	3%
■ ヘッジファンド	4%
■ コモディティ	1%
■ 現金等	2%



#### 《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	27.7%	国内債券	円
2	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	18.4%	先進国債券	円
3	iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ ★	15.5%	コモディティ	米ドル
4	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	10.9%	国内株式	円
5	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	9.8%	新興国債券	米ドル
6	インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF ★	3.9%	コモディティ	米ドル
7	シュワブU.S.リートETF	3.8%	リート	米ドル
8	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF ★	2.9%	ヘッジファンド	米ドル
9	BNY Mellon米国大型コア株式ETF	1.5%	先進国大型株式	米ドル
10	State Street SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式 ETF*	1.2%	先進国小型株式	米ドル

\*State Street SPDR ポートフォリオ S&P600 小型株式 ETFは、2025年10月31日付で、SPDR ポートフォリオ S&P600 小型株式 ETFより名称変更されました。

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

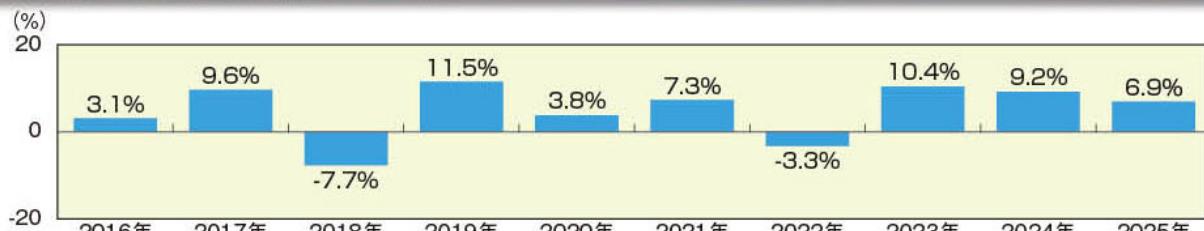
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2025年9月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

#### 《為替変動の影響を受ける割合》 20.0%

\*比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。 ※本ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から9月末までの騰落率です。

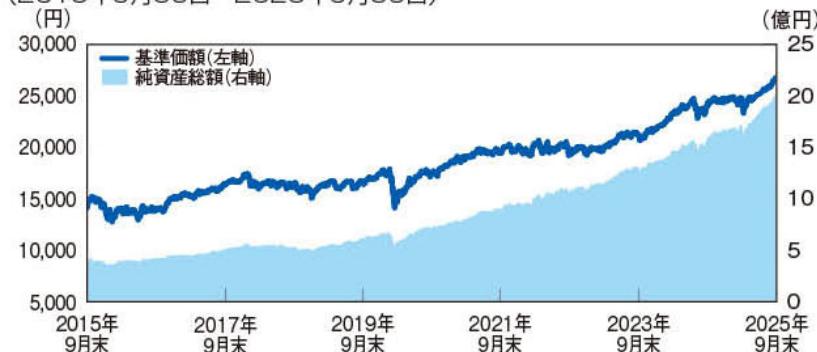
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 運用実績 <セレブライフ・ストーリー2055>

### 基準価額・純資産の推移

(2015年9月30日～2025年9月30日)



(基準日:2025年9月30日)

基準価額(1万口当たり)	26,860円
純資産総額	20.17億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第10期(2021年9月14日)	0円
第11期(2022年9月14日)	0円
第12期(2023年9月14日)	0円
第13期(2024年9月17日)	0円
第14期(2025年9月16日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

### 主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

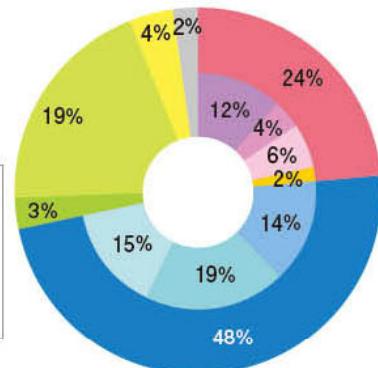
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 《構成比率》

投資信託証券	97.8%
為替ヘッジ評価損益	-0.2%
現金等	2.4%
合計	100.0%

### 《資産別投資比率》

株式	■ 国内株式	■ 新興国大型株式
債券	■ 先進国大型株式	■ 先進国・新興国小型株式
	■ 国内債券	■ 先進国債券
	■ 新興国債券	■ リート
ヘッジファンド	■ コモディティ	
現金等		



### 《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	19.3%	先進国債券	円
2	iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ ★	15.4%	コモディティ	米ドル
3	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	14.5%	新興国債券	米ドル
4	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.2%	国内債券	円
5	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	11.8%	国内株式	円
6	SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF	6.0%	新興国大型株式	米ドル
7	インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF ★	3.9%	コモディティ	米ドル
8	シュワブU.S.リートETF	3.8%	リート	米ドル
9	BNY Mellon米国大型コア株式ETF	3.0%	先進国大型株式	米ドル
10	NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF ★	2.9%	ヘッジファンド	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

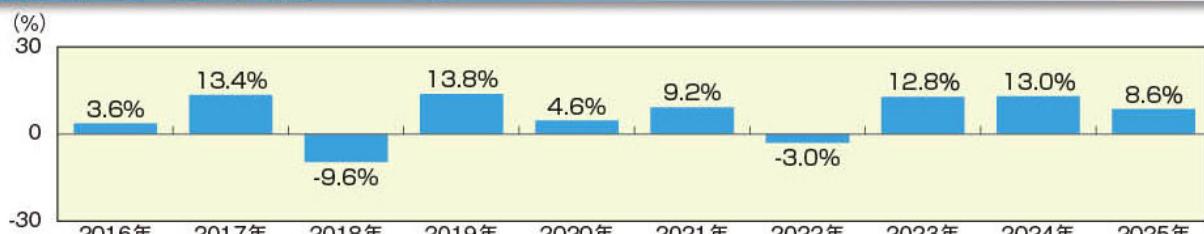
※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2025年9月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

### 《為替変動の影響を受ける割合》 31.7%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。※本ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年9月18日～2025年9月16日です。

### <セレブライフ・ストーリー2025>

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.75%	0.48%	0.27%

### <セレブライフ・ストーリー2035>

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.70%	0.48%	0.22%

### <セレブライフ・ストーリー2045>

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.69%	0.48%	0.21%

### <セレブライフ・ストーリー2055>

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.72%	0.48%	0.24%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンド（ファンドが組入れている投資信託証券）にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理費用の比率を乗じて算出した概算値です。なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (i)お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。

上記時間過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

#### (ii)お申込単位

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### (iii)お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

#### (iv)お申込手数料

##### ① 通常のお申込み

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記(i)の照会先においてもご確認いただけます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

##### ② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

## 2 【換金（解約）手続等】

### a . 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンド取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

### b . 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

### c . 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.3%）を控除した価額となります。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券の売買委託手数料等の費用のことといいます。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a. の照会先においてもご確認いただけます。

### d . 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

### e . その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他

やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### (i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

##### (ii) 主な投資対象資産の評価方法

ETF(上場投資信託証券)	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所における最終相場で評価します。
投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

※国外で取引されているものについては、計算時に知り得る直近の日

##### (iii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）  
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2012年1月23日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることができます。

#### (4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

##### (i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

##### (ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### (iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投

資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに

自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

##### (ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

##### (iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

セレブライフ・ストーリー2025  
セレブライフ・ストーリー2035  
セレブライフ・ストーリー2045  
セレブライフ・ストーリー2055

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2024年9月18日から2025年9月16日まで）の財務諸表について、監査法人ナカチによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月8日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

監査法人 ナカチ  
東京都中央区

代表社員 公認会計士 高村俊行  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家富義則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2025の2024年9月18日から2025年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2025の2025年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 1 【財務諸表】

### 【セレブライフ・ストーリー 2025】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
<strong>資産の部</strong>		
<strong>流動資産</strong>		
預金	267,898	253,576
コール・ローン	85,447,274	56,333,937
投資信託受益証券	1,822,321,515	1,800,077,252
派生商品評価勘定	13,186,694	-
未収配当金	1,093,486	1,422,837
未収利息	257	540
<strong>流動資産合計</strong>	<strong>1,922,317,124</strong>	<strong>1,858,088,142</strong>
<strong>資産合計</strong>	<strong>1,922,317,124</strong>	<strong>1,858,088,142</strong>
<strong>負債の部</strong>		
<strong>流動負債</strong>		
派生商品評価勘定	-	986,532
未払金	-	84,532
未払解約金	2,610,116	17,140,867
未払受託者報酬	417,409	402,842
未払委託者報酬	4,173,941	4,028,334
その他未払費用	436,425	436,425
<strong>流動負債合計</strong>	<strong>7,637,891</strong>	<strong>23,079,532</strong>
<strong>負債合計</strong>	<strong>7,637,891</strong>	<strong>23,079,532</strong>
<strong>純資産の部</strong>		
<strong>元本等</strong>		
元本	1,265,339,012	1,172,388,001
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金(△)	649,340,221	662,620,609
(分配準備積立金)	139,765,789	171,010,602
<strong>元本等合計</strong>	<strong>1,914,679,233</strong>	<strong>1,835,008,610</strong>
<strong>純資産合計</strong>	<strong>1,914,679,233</strong>	<strong>1,835,008,610</strong>
<strong>負債純資産合計</strong>	<strong>1,922,317,124</strong>	<strong>1,858,088,142</strong>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	8,286,236	7,675,061
受取利息	47,525	189,323
有価証券売買等損益	87,708,811	68,321,522
為替差損益	$\triangle$ 20,841,857	$\triangle$ 4,184,376
その他収益	7,573	147
<b>営業収益合計</b>	<b>75,208,288</b>	<b>72,001,677</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	43,017	-
受託者報酬	821,146	821,036
委託者報酬	8,211,285	8,210,264
その他費用	966,269	1,458,044
<b>営業費用合計</b>	<b>10,041,717</b>	<b>10,489,344</b>
営業利益又は営業損失（△）	65,166,571	61,512,333
経常利益又は経常損失（△）	65,166,571	61,512,333
当期純利益又は当期純損失（△）	65,166,571	61,512,333
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,848,246	3,891,798
期首剩余金又は期首次損金（△）	574,695,107	649,340,221
剩余金増加額又は欠損金減少額	132,191,214	90,693,747
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	132,191,214	90,693,747
剩余金減少額又は欠損金増加額	115,864,425	135,033,894
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	115,864,425	135,033,894
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
期末剩余金又は期末欠損金（△）	649,340,221	662,620,609

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券(ETF) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年9月18日から2025年9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,265,339,012口	1,172,388,001口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,5132円 (15,132円)	1,5652円 (15,652円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日																																										
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,925,633円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>38,610,257円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>509,574,432円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>94,229,899円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>649,340,221円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td><td>F</td><td>1,265,339,012口</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,925,633円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,610,257円	収益調整金額	C	509,574,432円	分配準備積立金額	D	94,229,899円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	649,340,221円	当ファンドの期末残存口	F	1,265,339,012口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,380,994円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>51,239,541円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>491,610,007円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>113,390,067円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>662,620,609円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td><td>F</td><td>1,172,388,001口</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,380,994円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	51,239,541円	収益調整金額	C	491,610,007円	分配準備積立金額	D	113,390,067円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,620,609円	当ファンドの期末残存口	F	1,172,388,001口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	6,925,633円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,610,257円																																									
収益調整金額	C	509,574,432円																																									
分配準備積立金額	D	94,229,899円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	649,340,221円																																									
当ファンドの期末残存口	F	1,265,339,012口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	6,380,994円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	51,239,541円																																									
収益調整金額	C	491,610,007円																																									
分配準備積立金額	D	113,390,067円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,620,609円																																									
当ファンドの期末残存口	F	1,172,388,001口																																									

数			数		
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,131 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,651 円
10,000 口当たり分配金額	H	-円	10,000 口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送回金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもつて構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①投資信託受益証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	73,468,488	52,998,071
合計	73,468,488	52,998,071

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	第13期 2024年9月17日現在				第14期 2025年9月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建	329,688,560	-	316,501,866	13,186,694	332,414,692	-	333,401,224	△986,532
	アメリカドル	329,688,560	-	316,501,866	13,186,694	332,414,692	-	333,401,224	△986,532
合計		329,688,560	-	316,501,866	13,186,694	332,414,692	-	333,401,224	△986,532

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①原則として計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②原則として計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,249,436,710 円	1,265,339,012 円
期中追加設定元本額	268,642,452 円	171,422,694 円
期中一部解約元本額	252,740,150 円	264,373,705 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	ISHARES CORE TOPIX ETF	342,400	111,040,320		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	99,874,507	180,643,020		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	922,567,233	1,017,130,374		
日本円小計			1,022,784,140	1,308,813,714		
投資信託 受益証券	アメリカドル	BNY MELLON US LRG CAP COR	1,495	189,700.55		
		INVESTCO BLOOMBERG COMMODITY	29,191	732,329.21		
		ISHARES GOLD TRUST MICRO	34,007	1,248,396.97		
		NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	10,813	362,989.16		
		SCHWAB US REIT ETF	17,023	368,207.49		
		SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	1,056	52,726.08		
		SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	1,612	74,555.00		
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	2,660	123,344.20		
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	1,863	125,119.08		
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	313	45,103.30		
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	246	7,451.95		
アメリカドル小計			100,279	3,329,922.99 (491,263,538)		
合計				1,800,077,252 (491,263,538)		

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 11 銘柄	26.8%	27.3%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月8日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

監査法人 ナカチ  
東京都中央区

代表社員 公認会計士 高村 俊行  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家富 義則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2035の2024年9月18日から2025年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2035の2025年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【セレブライフ・ストーリー 2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	434,337	546,617
コール・ローン	122,172,757	100,523,186
投資信託受益証券	3,732,397,458	4,504,131,423
派生商品評価勘定	33,453,879	-
未収配当金	3,612,282	3,521,934
未収利息	368	963
<b>流動資産合計</b>	<u>3,892,071,081</u>	<u>4,608,724,123</u>
<b>資産合計</b>	<u>3,892,071,081</u>	<u>4,608,724,123</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	-	2,723,885
未払金	-	181,411
未払解約金	940,758	3,418,135
未払受託者報酬	847,340	962,644
未払委託者報酬	8,473,377	9,626,293
その他未払費用	436,425	436,425
<b>流動負債合計</b>	<u>10,697,900</u>	<u>17,348,793</u>
<b>負債合計</b>	<u>10,697,900</u>	<u>17,348,793</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	2,242,792,653	2,519,255,784
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	1,638,580,528 450,998,867	2,072,119,546 630,316,909
<b>元本等合計</b>	<u>3,881,373,181</u>	<u>4,591,375,330</u>
<b>純資産合計</b>	<u>3,881,373,181</u>	<u>4,591,375,330</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>3,892,071,081</u>	<u>4,608,724,123</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	19,416,111	19,099,410
受取利息	81,894	384,222
有価証券売買等損益	221,373,705	244,868,576
為替差損益	△51,056,718	△21,005,389
その他収益	7,573	747
<b>営業収益合計</b>	<b>189,822,565</b>	<b>243,347,566</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	64,449	-
受託者報酬	1,607,479	1,858,360
委託者報酬	16,074,672	18,583,391
その他費用	1,083,238	1,557,678
<b>営業費用合計</b>	<b>18,829,838</b>	<b>21,999,429</b>
営業利益又は営業損失（△）	170,992,727	221,348,137
経常利益又は経常損失（△）	170,992,727	221,348,137
当期純利益又は当期純損失（△）	170,992,727	221,348,137
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,419,907	5,993,510
期首剩余金又は期首次損金（△）	1,319,209,071	1,638,580,528
剩余金増加額又は欠損金減少額	320,006,683	366,644,051
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	320,006,683	366,644,051
剩余金減少額又は欠損金増加額	161,208,046	148,459,660
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	161,208,046	148,459,660
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
期末剩余金又は期末欠損金（△）	1,638,580,528	2,072,119,546

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券(ETF) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年9月18日から2025年9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,242,792,653口	2,519,255,784口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,7306円 (17,306円)	1,8225円 (18,225円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日																																										
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,141,539円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>143,431,281円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,187,581,661円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>290,426,047円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,638,580,528円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td><td>F</td><td>2,242,792,653口</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,141,539円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	143,431,281円	収益調整金額	C	1,187,581,661円	分配準備積立金額	D	290,426,047円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,638,580,528円	当ファンドの期末残存口	F	2,242,792,653口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,460,023円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>197,894,604円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,441,802,637円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>414,962,282円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,072,119,546円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td><td>F</td><td>2,519,255,784口</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,460,023円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	197,894,604円	収益調整金額	C	1,441,802,637円	分配準備積立金額	D	414,962,282円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,072,119,546円	当ファンドの期末残存口	F	2,519,255,784口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	17,141,539円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	143,431,281円																																									
収益調整金額	C	1,187,581,661円																																									
分配準備積立金額	D	290,426,047円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,638,580,528円																																									
当ファンドの期末残存口	F	2,242,792,653口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	17,460,023円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	197,894,604円																																									
収益調整金額	C	1,441,802,637円																																									
分配準備積立金額	D	414,962,282円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,072,119,546円																																									
当ファンドの期末残存口	F	2,519,255,784口																																									

数			数		
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,305 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,225 円
10,000 口当たり分配金額	H	-円	10,000 口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送回金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもつて構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①投資信託受益証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	192,557,119	208,178,418
合計	192,557,119	208,178,418

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	第13期 2024年9月17日現在				第14期 2025年9月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	売建	829,369,124	-	795,915,245	33,453,879	917,820,136	-	920,544,021	△2,723,885
	アメリカドル	829,369,124	-	795,915,245	33,453,879	917,820,136	-	920,544,021	△2,723,885
合計		829,369,124	-	795,915,245	33,453,879	917,820,136	-	920,544,021	△2,723,885

(注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①原則として計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②原則として計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,032,790,238 円	2,242,792,653 円
期中追加設定元本額	459,012,065 円	480,027,610 円
期中一部解約元本額	249,009,650 円	203,564,479 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	I SHARES CORE TOPIX E T F	858,200	278,314,260		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	423,601,030	766,167,182		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	1,901,637,460	2,096,555,299		
日本円小計			2,326,096,690	3,141,036,741		
投資信託 受益証券	アメリカドル	BNY MELLON US LRG CAP COR	3,724	472,538.36		
		INVESTCO BLOOMBERG COMMODITY	72,567	1,820,524.61		
		ISHARES GOLD TRUST MICRO	101,962	3,743,025.02		
		NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	27,172	912,155.88		
		SCHWAB US REIT ETF	42,192	912,612.96		
		SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	2,551	127,371.43		
		SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	4,100	189,625.00		
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	6,787	314,713.19		
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	9,089	610,417.24		
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	812	117,009.20		
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	642	19,447.78		
アメリカドル小計			271,598	9,239,440.67 (1,363,094,682)		
合計				4,504,131,423 (1,363,094,682)		

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 11 銘柄	29.7%	30.3%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月8日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

監査法人 ナカチ  
東京都中央区

代表社員 公認会計士 高村 俊行  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家富 義則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2045の2024年9月18日から2025年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2045の2025年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【セレブライフ・ストーリー 2045】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	1,397,010	1,507,740
コール・ローン	86,604,485	69,047,640
投資信託受益証券	2,524,738,409	3,104,743,815
派生商品評価勘定	22,935,645	-
未収配当金	3,687,010	4,265,352
未収利息	260	662
<b>流動資産合計</b>	<u>2,639,362,819</u>	<u>3,179,565,209</u>
<b>資産合計</b>	<u>2,639,362,819</u>	<u>3,179,565,209</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	-	1,962,252
未払金	-	97,829
未払解約金	489,547	4,954,134
未払受託者報酬	577,229	651,446
未払委託者報酬	5,772,261	6,514,374
その他未払費用	436,425	436,425
<b>流動負債合計</b>	<u>7,275,462</u>	<u>14,616,460</u>
<b>負債合計</b>	<u>7,275,462</u>	<u>14,616,460</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,314,928,779	1,440,195,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	1,317,158,578 444,336,368	1,724,753,216 670,943,393
<b>元本等合計</b>	<u>2,632,087,357</u>	<u>3,164,948,749</u>
<b>純資産合計</b>	<u>2,632,087,357</u>	<u>3,164,948,749</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>2,639,362,819</u>	<u>3,179,565,209</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	28,171,578	30,582,569
受取利息	117,834	351,376
有価証券売買等損益	203,871,596	251,599,479
為替差損益	$\triangle$ 45,563,541	3,855,740
<b>営業収益合計</b>	<b>186,597,467</b>	<b>286,389,164</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	40,442	-
受託者報酬	1,086,352	1,253,406
委託者報酬	10,863,438	12,533,918
その他費用	1,056,195	1,510,130
<b>営業費用合計</b>	<b>13,046,427</b>	<b>15,297,454</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>173,551,040</b>	<b>271,091,710</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>173,551,040</b>	<b>271,091,710</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>173,551,040</b>	<b>271,091,710</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,429,839	8,609,696
<b>期首剩余金又は期首次損金（△）</b>	<b>1,043,728,598</b>	<b>1,317,158,578</b>
剩余金増加額又は欠損金減少額	234,441,715	262,265,926
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	234,441,715	262,265,926
剩余金減少額又は欠損金増加額	124,132,936	117,153,302
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	124,132,936	117,153,302
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>1,317,158,578</b>	<b>1,724,753,216</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券(ETF) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年9月18日から2025年9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,314,928,779口	1,440,195,533口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.0017円 (20,017円)	2.1976円 (21,976円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日																																				
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>25,281,969円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>137,839,232円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>872,822,210円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>281,215,167円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,317,158,578円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	25,281,969円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	137,839,232円	収益調整金額	C	872,822,210円	分配準備積立金額	D	281,215,167円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,317,158,578円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>28,413,700円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>234,068,314円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,053,809,823円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>408,461,379円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,724,753,216円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	28,413,700円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	234,068,314円	収益調整金額	C	1,053,809,823円	分配準備積立金額	D	408,461,379円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,724,753,216円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	25,281,969円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	137,839,232円																																			
収益調整金額	C	872,822,210円																																			
分配準備積立金額	D	281,215,167円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,317,158,578円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	28,413,700円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	234,068,314円																																			
収益調整金額	C	1,053,809,823円																																			
分配準備積立金額	D	408,461,379円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,724,753,216円																																			

当ファンドの期末残存口数	F	1,314,928,779 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,440,195,533 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,016 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,975 円
10,000 口当たり分配金額	H	-円	10,000 口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送回金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもつて構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①投資信託受益証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	186,599,079	229,078,713
合計	186,599,079	229,078,713

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	第13期 2024年9月17日現在				第14期 2025年9月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引	売建	562,588,719	-	539,653,074	22,935,645	661,186,084	-	663,148,336
	アメリカドル		562,588,719	-	539,653,074	22,935,645	661,186,084	-	663,148,336
合計		562,588,719	-	539,653,074	22,935,645	661,186,084	-	663,148,336	△1,962,252

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①原則として計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②原則として計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- 原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- 原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,213,155,867 円	1,314,928,779 円
期中追加設定元本額	246,142,958 円	242,155,270 円
期中一部解約元本額	144,370,046 円	116,888,516 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	I SHARES CORE TOPIX E T F	1,078,180	349,653,774		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	324,681,402	587,251,251		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	804,961,666	887,470,236		
日本円小計			1,130,721,248	1,824,375,261		
投資信託 受益証券	アメリカドル	BNY MELLON US LRG CAP COR	2,524	320,270.36		
		INVESTCO BLOOMBERG COMMODITY	33,230	833,657.62		
		ISHARES GOLD TRUST MICRO	87,597	3,215,685.87		
		NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	18,646	625,940.62		
		SCHWAB US REIT ETF	38,548	833,793.24		
		SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	1,800	89,874.00		
		SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	5,631	260,433.75		
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	4,635	214,924.95		
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	31,353	2,105,667.48		
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,144	164,850.40		
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	449	13,601.33		
アメリカドル小計			225,557	8,678,699.62 (1,280,368,554)		
合計				3,104,743,815 (1,280,368,554)		

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 11 銘柄	40.5%	41.2%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月8日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

監査法人 ナカチ  
東京都中央区

代表社員 公認会計士 高村俊行  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家富義則  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2055の2024年9月18日から2025年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2055の2025年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【セレブライフ・ストーリー 2055】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	1,041,532	222,107
コール・ローン	56,129,873	49,018,644
投資信託受益証券	1,475,894,710	1,949,191,259
派生商品評価勘定	13,462,881	-
未収配当金	2,179,178	2,942,433
未収利息	169	470
<b>流動資産合計</b>	<u>1,548,708,343</u>	<u>2,001,374,913</u>
<b>資産合計</b>	<u>1,548,708,343</u>	<u>2,001,374,913</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	-	1,227,002
未払金	-	7,598
未払解約金	2,140,099	4,425,895
未払受託者報酬	338,903	398,432
未払委託者報酬	3,388,960	3,984,313
その他未払費用	436,425	436,425
<b>流動負債合計</b>	<u>6,304,387</u>	<u>10,479,665</u>
<b>負債合計</b>	<u>6,304,387</u>	<u>10,479,665</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	659,261,366	748,464,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	883,142,590 288,488,903	1,242,430,735 475,195,557
<b>元本等合計</b>	<u>1,542,403,956</u>	<u>1,990,895,248</u>
<b>純資産合計</b>	<u>1,542,403,956</u>	<u>1,990,895,248</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,548,708,343</u>	<u>2,001,374,913</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	21,769,526	25,910,498
受取利息	101,016	224,590
有価証券売買等損益	144,492,027	195,835,899
為替差損益	△34,627,248	13,949,266
その他収益	7,573	147
<b>営業収益合計</b>	<b>131,742,894</b>	<b>235,920,400</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	22,174	-
受託者報酬	634,134	758,642
委託者報酬	6,341,202	7,586,359
その他費用	1,039,382	1,490,954
<b>営業費用合計</b>	<b>8,036,892</b>	<b>9,835,955</b>
営業利益又は営業損失（△）	123,706,002	226,084,445
経常利益又は経常損失（△）	123,706,002	226,084,445
当期純利益又は当期純損失（△）	123,706,002	226,084,445
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,498,950	10,102,156
期首剩余金又は期首次損金（△）	696,506,283	883,142,590
剩余金増加額又は欠損金減少額	186,143,191	245,419,987
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	186,143,191	245,419,987
剩余金減少額又は欠損金増加額	111,713,936	102,114,131
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	111,713,936	102,114,131
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
期末剩余金又は期末欠損金（△）	883,142,590	1,242,430,735

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券(ETF) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は 2024 年 9 月 18 日から 2025 年 9 月 16 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 13 期 2024 年 9 月 17 日現在	第 14 期 2025 年 9 月 16 日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	659, 261, 366 口	748, 464, 513 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	2, 3396 円 (23, 396 円)	2, 6600 円 (26, 600 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 13 期 自 2023 年 9 月 15 日 至 2024 年 9 月 17 日	第 14 期 自 2024 年 9 月 18 日 至 2025 年 9 月 16 日																																										
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>19, 250, 349 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>92, 956, 703 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>594, 653, 687 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>176, 281, 851 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>883, 142, 590 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td> <td>F</td> <td>659, 261, 366 口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19, 250, 349 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	92, 956, 703 円	収益調整金額	C	594, 653, 687 円	分配準備積立金額	D	176, 281, 851 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	883, 142, 590 円	当ファンドの期末残存口	F	659, 261, 366 口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>23, 934, 224 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>192, 048, 065 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>767, 235, 178 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>259, 213, 268 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1, 242, 430, 735 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口</td> <td>F</td> <td>748, 464, 513 口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23, 934, 224 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	192, 048, 065 円	収益調整金額	C	767, 235, 178 円	分配準備積立金額	D	259, 213, 268 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 242, 430, 735 円	当ファンドの期末残存口	F	748, 464, 513 口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	19, 250, 349 円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	92, 956, 703 円																																									
収益調整金額	C	594, 653, 687 円																																									
分配準備積立金額	D	176, 281, 851 円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	883, 142, 590 円																																									
当ファンドの期末残存口	F	659, 261, 366 口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	23, 934, 224 円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	192, 048, 065 円																																									
収益調整金額	C	767, 235, 178 円																																									
分配準備積立金額	D	259, 213, 268 円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 242, 430, 735 円																																									
当ファンドの期末残存口	F	748, 464, 513 口																																									

数			数		
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,395 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,599 円
10,000 口当たり分配金額	H	-円	10,000 口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送回金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもつて構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2024年9月17日現在	第14期 2025年9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①投資信託受益証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	133,962,203	181,945,684
合計	133,962,203	181,945,684

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	第13期 2024年9月17日現在				第14期 2025年9月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	売建	329,825,626	-	316,362,745	13,462,881	413,441,684	-	414,668,686	△1,227,002
	アメリカドル	329,825,626	-	316,362,745	13,462,881	413,441,684	-	414,668,686	△1,227,002
合計		329,825,626	-	316,362,745	13,462,881	413,441,684	-	414,668,686	△1,227,002

(注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①原則として計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②原則として計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- 原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- 原則として計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 原則として計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第13期 自 2023年9月15日 至 2024年9月17日	第14期 自 2024年9月18日 至 2025年9月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	612,058,561 円	659,261,366 円
期中追加設定元本額	145,116,786 円	164,981,180 円
期中一部解約元本額	97,913,981 円	75,778,033 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	I SHARES CORE TOPIX E T F	735, 250	238, 441, 575		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	213, 984, 241	387, 033, 296		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	260, 593, 450	287, 304, 278		
日本円小計			475, 312, 941	912, 779, 149		
投資信託 受益証券	アメリカドル	BNY MELLON US LRG CAP COR	3, 165	401, 606. 85		
		INVESTCO BLOOMBERG COMMODITY	20, 794	521, 669. 47		
		ISHARES GOLD TRUST MICRO	54, 692	2, 007, 743. 32		
		NYLI HDG MLT-STR TRC ETF-USD	11, 734	393, 906. 85		
		SCHWAB US REIT ETF	24, 200	523, 446. 00		
		SPDR PORTFOLIO EUROPE ETF	2, 181	108, 897. 33		
		SPDR PORTFOLIO S&P 600 SMALL	3, 548	164, 095. 00		
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	17, 418	807, 672. 66		
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	29, 397	1, 974, 302. 52		
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	723	104, 184. 30		
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ASIA PACIFIC EX JAPAN UCITS ETF	580	17, 569. 65		
アメリカドル小計			168, 432	7, 025, 093. 95 (1, 036, 412, 110)		
合計				1, 949, 191, 259 (1, 036, 412, 110)		

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 11 銘柄	52. 1%	53. 2%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

・セレブライフ・ストーリー2025

2025年 9月30日現在

I 資産総額	2, 173, 007, 743円
II 負債総額	331, 487, 966円
III 純資産総額（I - II）	1, 841, 519, 777円
IV 発行済口数	1, 170, 470, 607口
V 1口当たり純資産額（III／IV） (1万口当たり純資産額)	1. 5733円 (15, 733円)

・セレブライフ・ストーリー2035

2025年 9月30日現在

I 資産総額	5, 563, 051, 006円
II 負債総額	932, 642, 815円
III 純資産総額（I - II）	4, 630, 408, 191円
IV 発行済口数	2, 523, 903, 891口
V 1口当たり純資産額（III／IV） (1万口当たり純資産額)	1. 8346円 (18, 346円)

・セレブライフ・ストーリー2045

2025年 9月30日現在

I 資産総額	3, 875, 353, 107円
II 負債総額	669, 082, 237円
III 純資産総額（I - II）	3, 206, 270, 870円
IV 発行済口数	1, 446, 780, 902口
V 1口当たり純資産額（III／IV） (1万口当たり純資産額)	2. 2161円 (22, 161円)

・セレブライフ・ストーリー2055

2025年 9月30日現在

I 資産総額	2, 438, 559, 050円
II 負債総額	421, 442, 748円
III 純資産総額（I - II）	2, 017, 116, 302円
IV 発行済口数	750, 967, 843口
V 1口当たり純資産額（III／IV） (1万口当たり純資産額)	2. 6860円 (26, 860円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡  
受益権の譲渡制限は設けておりません。  
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。  
② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。
- (5) 受益権の再分割  
委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### ① 資本金の額(2025年9月末日現在)

###### (i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

###### (ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

###### (iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

###### (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、  
同日に同額を減資しました。

##### ② 委託会社の機構

###### (i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

###### (ii) 投資運用の意思決定機構

###### ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

###### イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

###### ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

###### エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

###### オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年9月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年9月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	259	5,229,687
単位型株式投資信託	513	1,558,399
単位型公社債投資信託	66	128,236
合計	838	6,916,322

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 篤 照 夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	※2 4,500,000	※2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	※2 20,429	※2 12,096
その他	43,335	23,470
<b>流動資産合計</b>	<b>7,433,929</b>	<b>9,111,721</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1 26,047	※1 31,251
器具備品	※1 3,930	※1 6,311
<b>有形固定資産合計</b>	<b>29,977</b>	<b>37,563</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	1,860	1,798
ソフトウエア	194,084	148,358
その他	67	67
<b>無形固定資産合計</b>	<b>196,011</b>	<b>150,224</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>858,197</b>	<b>727,081</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,084,186</b>	<b>914,868</b>
<b>繰延資産</b>		
株式交付費	1,632	247
<b>繰延資産合計</b>	<b>1,632</b>	<b>247</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,519,748</b>	<b>10,026,837</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等	—	121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	△63	△63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	△56,889
評価・換算差額等合計	18,737	△56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	※1 6,660,596	※1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		
給料	530,816	542,033
役員報酬	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費	—	62
寄付金	1,637	—
旅費交通費	2,623	2,960
租税公課	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費	※2 637,135	※2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	※2 53,147	※2 75,764
受取配当金	1,250	—
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益	—	1,324
雜収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	—
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損	—	522
特別損失合計	—	522
税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	△18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,113,782	1,113,782	—	1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	△63	8,047,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△75,627	△75,627	△75,627
当期変動額合計	△75,627	△75,627	1,038,155
当期末残高	△56,889	△56,889	7,991,074

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

3年間で均等償却しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

### (会計方針の変更)

#### (法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">建物</td> <td style="width: 95%;">12,573千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>6,916千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,490千円</td> </tr> </table>	建物	12,573千円	器具備品	6,916千円	合計	19,490千円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">建物</td> <td style="width: 95%;">15,880千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>8,036千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,916千円</td> </tr> </table>	建物	15,880千円	器具備品	8,036千円	合計	23,916千円
建物	12,573千円												
器具備品	6,916千円												
合計	19,490千円												
建物	15,880千円												
器具備品	8,036千円												
合計	23,916千円												
<p>※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">関係会社短期貸付金</td> <td style="width: 95%;">4,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>954千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,500,954千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,500,000千円	その他流動資産	954千円	合計	4,500,954千円	<p>※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">関係会社短期貸付金</td> <td style="width: 95%;">4,700,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>772千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,700,772千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,700,000千円	その他流動資産	772千円	合計	4,700,772千円
関係会社短期貸付金	4,500,000千円												
その他流動資産	954千円												
合計	4,500,954千円												
関係会社短期貸付金	4,700,000千円												
その他流動資産	772千円												
合計	4,700,772千円												

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経営管理報酬	607,052千円
関係会社からの受取利息	48,341千円
	経営管理報酬
	関係会社からの受取利息
	597,599千円
	67,395千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	—	—	1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

##### ② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	
子会社株式	22,031

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	—
資産計	562,202	562,202	—

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	
子会社株式	22,031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,700,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,604,874	—	—	—
未収運用受託報酬	12,096	—	—	—
合計	9,036,520	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	562,202	—	562,202
資産計	—	562,202	—	562,202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2024年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	559,258	643,200	△83,941
	小計	559,258	643,200	△83,941
合計		562,202	645,277	△83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682, 102	131, 942	—
合計	682, 102	131, 942	—

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	125, 687	49, 100	—
合計	125, 687	49, 100	—

### 4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）23,640千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）12,280千円であります。

#### 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）8,404千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
<b>繰延税金資産</b>	<b>繰延税金資産</b>
電話加入権 714千円	電話加入権 735千円
投資有価証券評価損 12,489	投資有価証券評価損 164
未払事業税 6,662	未払事業税 12,733
その他未払税金 6,300	その他未払税金 7,367
未払金 29,896	未払金 53,911
その他 195	その他有価証券評価差額金 26,197
<b>繰延税金資産小計</b> 56,258	<b>その他</b> 97
<b>評価性引当額</b> —	<b>繰延税金資産小計</b> 101,208
<b>繰延税金資産合計</b> 56,258	<b>評価性引当額</b> —
<b>繰延税金負債</b>	<b>繰延税金資産合計</b> 101,208
その他有価証券評価差額金 8,269	<b>繰延税金負債</b>
<b>繰延税金負債合計</b> 8,269	—
<b>繰延税金資産の純額</b> 47,988	<b>繰延税金負債合計</b> —
	<b>繰延税金資産の純額</b> 101,208
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</b>
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左
	<b>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</b> 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。

#### (収益認識関係)

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

##### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

##### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (セグメント情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

##### (セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連情報)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I ・ U T I インドファンド	680,260

#### (報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

#### (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

#### (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理人員出向・受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルスアドバイザー株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業	-	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	-	販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有) の割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息の 受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付 金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報 酬	597,599	未払金	328,679

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

#### (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有) の割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託 (注)	販売委託支 払手数料	1,461,607	未払金	316,838

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭  なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	790円85銭  なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	939,405	1,113,782
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更、その他の重要事項

###### (イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

###### (ロ) その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

##### (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2025  
約款

S B I アセットマネジメント株式会社  
三菱UFJ 信託銀行株式会社

## 一運用の基本方針一

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2025年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

#### (2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 17%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 11%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 36%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2025年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。

- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。
- ⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。
- ⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。
- ⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。
- ⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

### (1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

### (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

### (3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2025  
信託約款

**第1条（信託の種類、委託者および受託者）**

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**第2条（信託事務の委託）**

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**第3条（信託の目的および金額）**

委託者は、金34,509,044円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**第4条（信託金の限度額）**

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**第5条（信託期間）**

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**第7条（当初の受益者）**

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**第8条（受益権の分割および再分割）**

委託者は、第3条の規定による受益権については34,509,044口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

#### 第17条(運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定めるE T F(上場投資信託証券)および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券買入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第21条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 第22条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者ののみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### 第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第25条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

#### 第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

## 第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

## 第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## 第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、第 1 項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、第 1 項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## 第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 第 36 条 (収益分配金および債還金の時効)

受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第38条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 第39条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### 第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 第45条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 第46条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 第47条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbi-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

#### 第47条の2（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 第48条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第49条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）  
平成 24 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）  
平成 26 年 12 月 1 日（信託約款変更日）  
平成 29 年 10 月 25 日（信託約款変更日）  
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）  
2023 年 4 月 3 日（信託約款変更日）  
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）  
2023 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
2024 年 12 月 18 日（信託約款変更日）  
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）  
2025 年 12 月 17 日（信託約款変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
取締役社長 長島 巍

## 【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。2025年12月17日現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブU.S.ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. iシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スマートキャップETF
7. バンガード・スマートキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブU.S.リートETF
12. NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF
13. iシェアーズS&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
14. iシェアーズ・ゴールド・トラスト
15. SPDRポートフォリオ新興国株式ETF
16. iシェアーズ・コアTOPIX ETF
17. iシェアーズ・コアMSCIパシフィック（除く日本）ETF
18. バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）UCITS ETF
19. インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
20. abrdnフィジカル・ゴールド・シェアーズETF
21. BNY Mellon米国大型コア株式ETF
22. SPDRポートフォリオ・ヨーロッパETF
23. State Street SPDRポートフォリオS&P 600小型株式ETF
24. iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ

第2条の2 信託約款の運用の基本方針に規定する投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。（2025年12月変更）

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 6%
  - (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (3) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (4) 先進国・新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (5) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%
  - (6) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 8%
  - (7) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (8) リート指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (9) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (10) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 16%
- 合計 100%

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2035  
約款

S B I アセットマネジメント株式会社  
三菱UFJ 信託銀行株式会社

## 一運用の基本方針一

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2035年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

#### (2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 22%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 13%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 7%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 19%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2035年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。

- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。
- ⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。
- ⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。
- ⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。
- ⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

### (1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

### (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

### (3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2035  
信託約款

**第1条（信託の種類、委託者および受託者）**

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**第2条（信託事務の委託）**

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**第3条（信託の目的および金額）**

委託者は、金22,288,803円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**第4条（信託金の限度額）**

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**第5条（信託期間）**

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**第7条（当初の受益者）**

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**第8条（受益権の分割および再分割）**

委託者は、第3条の規定による受益権については22,288,803口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行なった当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)  
イ 有価証券  
ロ 金銭債権  
ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

#### 第17条(運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定めるE T F(上場投資信託証券)および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第21条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 第22条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### 第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

#### 第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

## 第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

## 第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## 第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、第 1 項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、第 1 項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## 第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 第 36 条 (収益分配金および債還金の時効)

受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第38条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 第39条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### 第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiom.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

#### 第 47 条の 2（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）  
平成 24 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）  
平成 26 年 12 月 1 日（信託約款変更日）  
平成 29 年 10 月 25 日（信託約款変更日）  
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）  
2023 年 4 月 3 日（信託約款変更日）  
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）  
2023 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
2024 年 12 月 18 日（信託約款変更日）  
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）  
2025 年 12 月 17 日（信託約款変更日）

委託者 SBIアセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
取締役社長 長島 巍

## 【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。2025年12月17日現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブU.S.ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. iシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スマートキャップETF
7. バンガード・スマートキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブU.S.リートETF
12. NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF
13. iシェアーズS&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
14. iシェアーズ・ゴールド・トラスト
15. SPDRポートフォリオ新興国株式ETF
16. iシェアーズ・コアTOPIX ETF
17. iシェアーズ・コアMSCIパシフィック（除く日本）ETF
18. バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）UCITS ETF
19. インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
20. abrdnフィジカル・ゴールド・シェアーズETF
21. BNY Mellon米国大型コア株式ETF
22. SPDRポートフォリオ・ヨーロッパETF
23. State Street SPDRポートフォリオS&P 600小型株式ETF
24. iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ

第2条の2 信託約款の運用の基本方針に規定する投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。（2025年12月変更）

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
  - (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (3) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (4) 先進国・新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (5) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 49%
  - (6) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 18%
  - (7) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 2%
  - (8) リート指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (9) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (10) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 17%
- 合計 100%

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2045  
約款

S B I アセットマネジメント株式会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社

## 一運用の基本方針-

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2045年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

#### (2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 27%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 7%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 16%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 1%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2045年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。

- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。
- ⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。
- ⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。
- ⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。
- ⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

### (1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

### (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

### (3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2045  
信託約款

**第1条（信託の種類、委託者および受託者）**

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**第2条（信託事務の委託）**

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**第3条（信託の目的および金額）**

委託者は、金14,062,347円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**第4条（信託金の限度額）**

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**第5条（信託期間）**

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**第7条（当初の受益者）**

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**第8条（受益権の分割および再分割）**

委託者は、第3条の規定による受益権については14,062,347口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行なった当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)  
イ 有価証券  
ロ 金銭債権  
ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

#### 第17条(運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定めるE T F(上場投資信託証券)および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第21条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 第22条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### 第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

#### 第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

## 第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

## 第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## 第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、第 1 項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、第 1 項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## 第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 第 36 条 (収益分配金および債還金の時効)

受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第38条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 第39条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### 第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiom.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

#### 第 47 条の 2（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）  
平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）  
平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）  
平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）  
平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）  
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）  
2023 年 4 月 3 日（信託約款変更日）  
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）  
2023 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
2024 年 12 月 18 日（信託約款変更日）  
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）  
2025 年 12 月 17 日（信託約款変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
取締役社長 長島 巍

## 【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。2025年12月17日現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブU.S.ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. iシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スマートキャップETF
7. バンガード・スマートキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブU.S.リートETF
12. NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF
13. iシェアーズS&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
14. iシェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDRポートフォリオ 新興国株式ETF
16. iシェアーズ・コアTOPIX ETF
17. iシェアーズ・コアMSCIパシフィック（除く日本）ETF
18. バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）UCITS ETF
19. インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
20. abrdn フィジカル・ゴールド・シェアーズETF
21. BNY Mellon 米国大型コア株式ETF
22. SPDR ポートフォリオ・ヨーロッパETF
23. State Street SPDR ポートフォリオ S&P 600 小型株式ETF
24. iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ

第2条の2 信託約款の運用の基本方針に規定する投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。（2025年12月変更）

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 9%
  - (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (3) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (4) 先進国・新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 1%
  - (5) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 34%
  - (6) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 20%
  - (7) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 9%
  - (8) リート指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (9) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (10) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 19%
- 合計 100%

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2055  
約款

S B I アセットマネジメント株式会社  
三菱UFJ 信託銀行株式会社

## 一運用の基本方針一

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2055年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

#### (2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

（1）日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 8%

（2）先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 11%

（3）先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 6%

（4）新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%

（5）新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%

（6）新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%

（7）先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%

（8）日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%

（9）リート指数に連動する投資対象ファンド 10%

（10）ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 10%

（11）コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2055年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

### (1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

### (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

### (3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
セレブライフ・ストーリー2055  
信託約款

**第1条（信託の種類、委託者および受託者）**

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**第2条（信託事務の委託）**

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**第3条（信託の目的および金額）**

委託者は、金12,560,887円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**第4条（信託金の限度額）**

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**第5条（信託期間）**

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）**

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**第7条（当初の受益者）**

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**第8条（受益権の分割および再分割）**

委託者は、第3条の規定による受益権については12,560,887口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行なった当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

#### 第17条(運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定めるE T F(上場投資信託証券)および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券買入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 第21条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### 第22条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### 第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

#### 第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

## 第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

## 第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## 第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 委託者は、第 1 項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、第 1 項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## 第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### 第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 第 36 条 (収益分配金および債還金の時効)

受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第37条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 第38条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 第39条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が3億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる

多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### 第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### 第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiom.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

#### 第 47 条の 2（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### 第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）  
平成 24 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）  
平成 26 年 12 月 1 日（信託約款変更日）  
平成 29 年 10 月 25 日（信託約款変更日）  
2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）  
2023 年 4 月 3 日（信託約款変更日）  
2023 年 10 月 31 日（信託約款変更日）  
2023 年 12 月 15 日（信託約款変更日）  
2024 年 12 月 18 日（信託約款変更日）  
2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）  
2025 年 12 月 17 日（信託約款変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
取締役社長 長島 巍

## 【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。2025年12月17日現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブU.S.ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. iシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スマートキャップETF
7. バンガード・スマートキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブU.S.リートETF
12. NYLI ヘッジ・マルチストラテジー・トラッカーETF
13. iシェアーズS&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
14. iシェアーズ・ゴールド・トラスト
15. SPDRポートフォリオ新興国株式ETF
16. iシェアーズ・コアTOPIX ETF
17. iシェアーズ・コアMSCIパシフィック（除く日本）ETF
18. バンガード・FTSE・ディベロップド・アジア・パシフィック（除く日本）UCITS ETF
19. インベスコ・ブルームバーグ・コモディティ UCITS ETF
20. abrdnフィジカル・ゴールド・シェアーズETF
21. BNY Mellon米国大型コア株式ETF
22. SPDRポートフォリオ・ヨーロッパETF
23. State Street SPDRポートフォリオS&P 600小型株式ETF
24. iシェアーズ・ゴールド・トラスト・ミクロ

第2条の2 信託約款の運用の基本方針に規定する投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。（2025年12月変更）

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 11%
  - (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
  - (3) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
  - (4) 先進国・新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
  - (5) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 17%
  - (6) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 22%
  - (7) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 16%
  - (8) リート指数に連動する投資対象ファンド 4%
  - (9) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 3%
  - (10) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 19%
- 合計 100%